

令和 7 年 2 月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

秋田市手数料条例の一部改正について

1 別表第3関係（衛生検査関係手数料）

(1) 条例改正の背景

興行場法の許可を要する映画館や劇場などは、近年、複合施設等大規模化してきており、許可事務における審査・調査等に要する時間は増加傾向にある。現行の手数料は平成9年から改定がなく、積算を行ったところ実情と大きく乖離があることから、興行場の経営の許可申請にかかる手数料の適正化を図るため、審査手数料の規定を改めるものである。

【参考 直近の許可施設：令和4年】

名 称 あきた芸術劇場（ミルハス）

観覧席面積 2,527.1m²

客 席 数 2,867席

(2) 条例の一部改正の内容（別表第3関係）

別表第3第36号中「17,000円」を「22,000円」に改め、同表第37号中「8,500円」を「13,000円」に改めるもの。

(3) 施行期日

令和7年4月1日とする。

2 別表第5関係（都市計画等関係手数料）

(1) 条例改正の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を背景として、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が令和5年5月26日に施行された。

本市においても、令和7年5月26日より規制区域（宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域）を指定して許可制度の運用を開始する予定である。

運用の開始に伴い、宅地造成等の工事の許可申請の審査手数料を規定するものである。

(2) 条例の一部改正の内容（別表第5関係）

ア 宅地造成等の工事の許可申請手数料について（新規）

国が示した以下の算定例に基づき、手数料の算定を行った。

なお、許可申請手数料および変更許可申請手数料ともに、面積区分および金額は秋田県が設定する手数料と同一である。

（国が示した算定例） 手数料＝人件費（※1）＋物件費（※2）

造成面積	宅地造成、特定盛土等		土石の堆積	
	平均処理時間	手数料	平均処理時間	手数料
500㎡以内	2.7時間	16,000円	1.9時間	11,000円
500㎡超 1,000㎡以内	4.6時間	27,000円	2.3時間	13,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	6.5時間	39,000円	2.7時間	16,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	9.6時間	57,000円	3.3時間	19,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	12時間	72,000円	4.7時間	28,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	16時間	96,000円	5.3時間	31,000円
10,000㎡超 20,000㎡以内	25時間	150,000円	6.4時間	38,000円
20,000㎡超 40,000㎡以内	39時間	230,000円	8.8時間	52,000円
40,000㎡超 70,000㎡以内	62時間	370,000円	12時間	72,000円
70,000㎡超 100,000㎡以内	89時間	530,000円	18時間	100,000円
100,000㎡超	116時間	690,000円	22時間	130,000円

※1 人件費：職員の時間あたりの人件費×造成面積に応じた平均処理時間

※2 物件費：（許可・検査に要する費用／想定許可件数）×造成面積に応じた重み付け

イ 宅地造成等の工事計画の変更許可申請手数料について（新規）

開発行為変更許可申請手数料と同様に以下のとおりとした。

(ア) 許可を受けた工事に係る工事計画の変更

造成面積（造成面積の変更を伴う場合、追加は変更前の面積とし、縮小は変更後の面積）に応じた許可申請手数料に10分の1を乗じた額とした。

(イ) 新たな土地の区域の編入に係る変更

新たに編入される造成区域の面積に応じた許可申請手数料の額とした。

(ウ) 上記以外の変更

一律 10,000円とした。

ウ 施行期日

秋田県の手数料徴収条例の施行期日および規制区域の指定日と同日（令和7年5月26日）とする。

(3) 規制区域の指定に係る周知状況

ア パブリックコメント（市民100人会併用）

期間：令和6年12月20日から令和7年1月20日まで

状況：意見の提出1件（違法な盛土防止のための周知徹底）

イ 関係団体への説明

秋田県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会秋田県本部および秋田市建設業協会に事前説明を実施済。

令和6年12月17日に全日本不動産協会秋田県本部の法定講習会において会員向けに説明を行った。

【許可対象となる盛土等】

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

秋田市手数料条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第9条 (略)			第1条～第9条 (略)		
別表第1および別表第2 (略)			別表第1および別表第2 (略)		
別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)			別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
(1)～(35) (略)			(1)～(35) (略)		
(36) 興 行 場法(昭 和23年法 律第137 号)第2 条第1項 の規定に 基づく興 行場経営 の許可の 申請に対 する審査	興行場 経営許 可申請 手数料	22,000円	(36) 興 行 場法(昭 和23年法 律第137 号)第2 条第1項 の規定に 基づく興 行場経営 の許可の 申請に対 する審査	興行場 経営許 可申請 手数料	17,000円
(37) 興 行 場法第2 条第1項 の規定に 基づく臨 時興行場 又は仮設 興行場経 営の許可 の申請に 対する審 査	臨時興 行場又 は仮設 興行場 経営許 可申請 手数料	13,000円	(37) 興 行 場法第2 条第1項 の規定に 基づく臨 時興行場 又は仮設 興行場経 営の許可 の申請に 対する審 査	臨時興 行場又 は仮設 興行場 経営許 可申請 手数料	8,500円
(38)～(104) (略)			(38)～(104) (略)		
別表第4 (略)			別表第4 (略)		
別表第5 都市計画等関係手数料 (第2条関係)			別表第5 都市計画等関係手数料 (第2条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5) 宅地造 成及び特 定盛土等 規 制 法 (昭和36	宅地造 成等工 事許可 申請手 数料	ア 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の場合 次に 掲げる盛土又は切土をする 土地の面積の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額			

年法律第
191号)
第12条第
1項の規
定に基づ
く宅地造
成等又は
同法第30
条第1項
の規定に
基づく特
定盛土等
もしくは
土石の堆
積に関する工事の
許可の申
請に対する審査

- (ア) 500平方メートル以内
のとき 16,000円
- (イ) 500平方メートルを超
え1,000平方メートル以
内のとき 27,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル
以内のとき 39,000円
- (エ) 2,000平方メートルを
超え3,000平方メートル
以内のとき 57,000円
- (オ) 3,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のとき 72,000円
- (カ) 5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のとき 96,000円
- (キ) 10,000平方メートルを
超え20,000平方メートル
以内のとき 150,000円
- (ク) 20,000平方メートルを
超え40,000平方メートル
以内のとき 230,000円
- (ケ) 40,000平方メートルを
超え70,000平方メートル
以内のとき 370,000円
- (コ) 70,000平方メートルを
超え100,000平方メー
トル以内のとき 530,000
円
- (サ) 100,000平方メートル
を超えるとき 690,000
円
- イ 土石の堆積に関する工事
の場合 次に掲げる土石の
堆積を行う土地の面積の区
分に応じ、それぞれ次に定
める金額
- (ア) 500平方メートル以内
のとき 11,000円
- (イ) 500平方メートルを超
え1,000平方メートル以
内のとき 13,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル

		<u>以内のとき 16,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートルを</u> <u>超え3,000平方メートル</u> <u>以内のとき 19,000円</u> <u>(オ) 3,000平方メートルを</u> <u>超え5,000平方メートル</u> <u>以内のとき 28,000円</u> <u>(カ) 5,000平方メートルを</u> <u>超え10,000平方メートル</u> <u>以内のとき 31,000円</u> <u>(キ) 10,000平方メートルを</u> <u>超え20,000平方メートル</u> <u>以内のとき 38,000円</u> <u>(ク) 20,000平方メートルを</u> <u>超え40,000平方メートル</u> <u>以内のとき 52,000円</u> <u>(ケ) 40,000平方メートルを</u> <u>超え70,000平方メートル</u> <u>以内のとき 72,000円</u> <u>(コ) 70,000平方メートルを</u> <u>超え100,000平方メート</u> <u>ル以内のとき 100,000</u> <u>円</u> <u>(サ) 100,000平方メートル</u> <u>を超えるとき 130,000</u> <u>円</u>
<u>(6) 宅地造</u> <u>成及び特</u> <u>定盛土等</u> <u>規制法第</u> <u>16条第1</u> <u>項の規定</u> <u>に基づく</u> <u>宅地造成</u> <u>等又は同</u> <u>法第35条</u> <u>第1項の</u> <u>規定に基</u> <u>づく特定</u> <u>盛土等も</u> <u>しくは土</u> <u>石の堆積</u> <u>に関する</u> <u>工事の計</u> <u>画の変更</u>	<u>宅地造</u> <u>成等工</u> <u>事計画</u> <u>変更許</u> <u>可申請</u> <u>手数料</u>	<u>ア 宅地造成又は特定盛土等</u> <u>に関する工事の計画の変更</u> <u>の場合 変更許可申請1件</u> <u>につき、次に掲げる額を合</u> <u>算した額。ただし、その額</u> <u>が690,000円を超えるとき</u> <u>は、その手数料の額は、</u> <u>690,000円とする。</u> <u>(イ) 宅地造成又は特定盛土</u> <u>等に関する工事の計画の</u> <u>変更の場合 ((イ)のみに</u> <u>該当する場合を除く。)</u> <u>については、盛土又は切</u> <u>土をする土地の面積</u> <u>((イ)に規定する変更を</u> <u>伴う場合にあっては変更</u> <u>前の盛土又は切土をする</u> <u>土地の面積、盛土又は切</u> <u>土をする土地の面積の縮</u>

許可の申請に対する審査

小を伴う場合にあっては
縮小後の盛土又は切土を
する土地の面積）に応じ
前号アに規定する額に10
分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の盛土又は
切土をする土地への編入
に係る宅地造成又は特定
盛土等に関する工事の計
画の変更の場合について
は、新たに編入される盛
土又は切土をする土地の
面積に応じ前号アに規定
する額

(ウ) その他の変更について
は、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事
の計画の変更の場合 変更
許可申請1件につき、次に
掲げる額を合算した額。た
だし、その額が130,000円
を超えるときは、その手
数料の額は、130,000円とす
る。

(ア) 土石の堆積に関する工
事の計画の変更の場合
（(イ)のみに該当する場
合を除く。）について
は、土石の堆積を行う土
地の面積（(イ)に規定す
る変更を伴う場合にあつ
ては変更前の土石の堆積
を行う土地の面積、土石
の堆積を行う土地の面積
の縮小を伴う場合にあつ
ては縮小後の土石の堆積
を行う土地の面積）に応
じ前号イに規定する額に
10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の土石の堆
積を行う土地への編入に
係る土石の堆積に関する
工事の計画の変更の場合
については、新たに編入
される土石の堆積を行う

		<u>土地の面積に応じ前号イ</u> <u>に規定する額</u> <u>(ウ) その他の変更について</u> <u>は、10,000円</u>	
<u>(7)</u>	(略)		<u>(5)</u> (略)
<u>(8)</u>	(略)		<u>(6)</u> (略)
<u>(9)</u>	(略)		<u>(7)</u> (略)
<u>(10)</u>	(略)		<u>(8)</u> (略)
<u>(11)</u>	(略)		<u>(9)</u> (略)
<u>(12)</u>	(略)		<u>(10)</u> (略)
<u>(13)</u>	(略)		<u>(11)</u> (略)
以下 (略)			以下 (略)

秋田市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																																								
第1条 (略) (建築物に関する確認申請手数料) 第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知(以下「確認申請等」という。)に対する確認の事務につき徴収する手数料は、確認申請手数料とし、その額は、確認申請等1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 確認申請等に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td>16,000円</td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>24,000円</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>42,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>59,000円</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td>77,000円</td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td>117,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td><td>276,000円</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td>461,000円</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td>834,000円</td></tr> </table> (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td>9,000円</td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>17,000円</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>35,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>42,000円</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td>59,000円</td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td>81,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td><td>231,000円</td></tr> </table>	床面積の合計	手数料の金額	30平方メートル以内のもの	16,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	42,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	59,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	77,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	117,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	276,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	461,000円	50,000平方メートルを超えるもの	834,000円	床面積の合計	手数料の金額	30平方メートル以内のもの	9,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	35,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	59,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	231,000円	第1条 (略) (建築物に関する確認申請手数料) 第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知(以下「確認申請等」という。)に対する確認の事務につき徴収する手数料は、確認申請手数料とし、その額は、確認申請等1件につき、次の表に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td>7,000円</td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>13,000円</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>26,000円</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td>46,000円</td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td>63,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td><td>180,000円</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td>313,000円</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td>604,000円</td></tr> </table>	床面積の合計	手数料の金額	30平方メートル以内のもの	7,000円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	26,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	63,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	313,000円	50,000平方メートルを超えるもの	604,000円
床面積の合計	手数料の金額																																																								
30平方メートル以内のもの	16,000円																																																								
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円																																																								
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	42,000円																																																								
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	59,000円																																																								
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	77,000円																																																								
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	117,000円																																																								
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	276,000円																																																								
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	461,000円																																																								
50,000平方メートルを超えるもの	834,000円																																																								
床面積の合計	手数料の金額																																																								
30平方メートル以内のもの	9,000円																																																								
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円																																																								
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	35,000円																																																								
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円																																																								
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	59,000円																																																								
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,000円																																																								
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	231,000円																																																								
床面積の合計	手数料の金額																																																								
30平方メートル以内のもの	7,000円																																																								
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円																																																								
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円																																																								
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	26,000円																																																								
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円																																																								
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	63,000円																																																								
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円																																																								
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	313,000円																																																								
50,000平方メートルを超えるもの	604,000円																																																								

方メートル以内のもの	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	400,000円
50,000平方メートルを超えるもの	772,000円

2 前項各号の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第86条の8第1項もしくは第87条の2第1項又は第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けて工事を行う場合の確認申請手数料の額は、第1項各号に規定する手数料の金額の2分の1の額とする。

4 確認申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する建築による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

第3条 (略)

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第4条 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に対する検査の事務につき徴収する手数料は、完了検査申請手数料とし、その額は、当該申請又は通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	24,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	28,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	50,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	83,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	122,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	314,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	534,000円
50,000平方メートルを超えるもの	948,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第86条の8第1項もしくは第87条の2第1項又は第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けて工事を行う場合の確認申請手数料の額は、第1項に規定する手数料の金額の2分の1の額とする。

第3条 (略)

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第4条 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知に対する検査の事務につき徴収する手数料は、完了検査申請手数料とし、その額は、当該申請又は通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	31,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	51,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	286,000円
50,000平方メートルを超えるもの	577,000円

る額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	18,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	65,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	94,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	365,000円
50,000平方メートルを超えるもの	737,000円

2 前項各号の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に特定建築行為による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

（建築設備および工作物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に係る工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における完了検査申請手数料の額は、前条の手数料の金額に1万3,000円（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）を加えた金額とし、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査申請手数料の額は、1の建築設備につき、1万3,000円（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）とする。

2 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査申請手数料の額は、1の工作物につき、9,000円とする。

（建築物に関する中間検査申請手数料）

第6条 法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は法第18条第28項の規定に基づく通知に対する検査の事務につき徴収する手数料は、中間検査申請手数料とし、その額は、当

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

（建築設備および工作物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知に係る工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における完了検査申請手数料の額は、前条の手数料の金額に1万3,000円（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）を加えた金額とし、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査申請手数料の額は、1の建築設備につき、1万3,000円（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）とする。

2 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査申請手数料の額は、1の工作物につき、9,000円とする。

（建築物に関する中間検査申請手数料）

第6条 法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は法第18条第19項の規定に基づく通知に対する検査の事務につき徴収する手数料は、中間検査申請手数料とし、その額は、当

該申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げるとおりとする。

表 (略)

2 (略)

(中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料)

第 7 条 前条第 1 項の検査を受けた建築物に係る完了検査申請手数料の額は、第 4 条の規定にかかわらず、同条第 1 項の検査に係る申請又は通知 1 件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該建築物の建築が特定建築行為である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	21,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	81,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	114,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	297,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	518,000円
50,000平方メートルを超えるもの	934,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	37,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	212,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	349,000円
50,000平方メートルを超えるもの	723,000円

該申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げるとおりとする。

表 (略)

2 (略)

(中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料)

第 7 条 前条第 1 項の検査を受けた建築物に係る完了検査申請手数料の額は、第 4 条の規定にかかわらず、同条第 1 項の検査に係る申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	14,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	166,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	273,000円
50,000平方メートルを超えるもの	566,000円

2 第4条第2項および第3項の規定は、前項各号の表の床面積の合計について準用する。

第8条 (略)

(確認申請手数料等の減免)

第9条 次に掲げる建築物の確認申請手数料、完了検査申請手数料および中間検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）の額は、第2条第1項各号および第3項、第4条第1項各号、第6条第1項ならびに第7条第1項各号に規定する手数料の金額の2分の1の額とする。

(1)および(2) (略)

2および3 (略)

第10条および第11条 (略)

別表（第1条関係）

事 務	名 称	金 額
(1) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号又は <u>第18条第38項第1号</u> もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(2)～(48) (略)		
(49) 法第86条の8第1項もしくは第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は当該全体計画の変更の認定申請手数料	<u>第2条第1項第2号の表</u> の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
(50)～(54) (略)		

備考 (略)

2 第4条第2項の規定は、前項の表の床面積の合計について準用する。

第8条 (略)

(確認申請手数料等の減免)

第9条 次に掲げる建築物の確認申請手数料、完了検査申請手数料および中間検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）の額は、第2条第1項および第3項、第4条第1項、第6条第1項ならびに第7条第1項に規定する手数料の金額の2分の1の額とする。

(1)および(2) (略)

2および3 (略)

第10条および第11条 (略)

別表（第1条関係）

事 務	名 称	金 額
(1) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号又は <u>第18条第24項第1号</u> もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(2)～(48) (略)		
(49) 法第86条の8第1項もしくは第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は当該全体計画の変更の認定申請手数料	<u>第2条第1項の表の左欄</u> に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
(50)～(54) (略)		

備考 (略)

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略) (確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等) 第4条 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の認定申請手数料の額は、第2条に定める額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田	第1条～第3条 (略) (確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等) 第4条 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の認定申請手数料の額は、第2条に定める額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田

市条例第8号) <u>第2条第1項第2号</u> に定める額を加算した額とする。	市条例第8号) <u>第2条第1項</u> に定める額を加算した額とする。
2および3 (略)	2および3 (略)
以下 (略)	以下 (略)

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行										
(手数料の徴収) 第1条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第7条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。 (適合性判定手数料) 第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に係る事務につき徴収する手数料は、適合性判定手数料とし、その額は、法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の提出又は通知（以下「提出等」という。）1件につき、次の各号に掲げる確保計画の提出等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る確保計画の提出等 確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあつては20,000円 (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満の場合</td><td>74,000円</td></tr> <tr> <td>合</td><td></td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</td><td>123,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上</td><td>208,000円</td></tr> </tbody> </table>	床面積	金額	300平方メートル未満の場合	74,000円	合		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	123,000円	2,000平方メートル以上	208,000円	(手数料の徴収) 第1条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第8条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。 (適合性判定手数料) 第2条 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に係る事務につき徴収する手数料は、適合性判定手数料とし、その額は、法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の提出又は通知（以下「提出等」という。）1件につき、次の各号に掲げる提出等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
床面積	金額										
300平方メートル未満の場合	74,000円										
合											
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	123,000円										
2,000平方メートル以上	208,000円										

5,000平方メートル未満の 場合	
5,000平方メートル以上の 場合	298,000円

(3) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	55,000円
300平方メートル以上2,000 平方メートル未満の場合	92,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	159,000円
5,000平方メートル以上の 場合	231,000円

(4) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	36,000円
300平方メートル以上2,000 平方メートル未満の場合	62,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	110,000円
5,000平方メートル以上の 場合	166,000円

(5) 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）および非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）であって、その非住宅部分の用途が工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅建築物（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以

火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	26,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	109,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	160,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	198,000円
25,000平方メートル以上の場合	244,000円

- (6) 非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	22,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	30,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	41,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	102,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	153,000円

（以下同じ。）と非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）又は複合建築物であって、その非住宅部分の用途が工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものであるもの（以下「工場等」という。）に係る提出等 非住宅建築物又は非住宅部分に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	24,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	34,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	84,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	157,000円
25,000平方メートル以上の場合	194,000円

- (2) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する工場等に係る提出等 非住宅建築物又は非住宅部分に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	28,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	39,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	90,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	133,000円

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	<u>189,000円</u>
25,000平方メートル以上の 場合	<u>234,000円</u>

- (7) 非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	<u>241,000円</u>
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	<u>302,000円</u>
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	<u>389,000円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	<u>554,000円</u>
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	<u>682,000円</u>
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	<u>806,000円</u>
25,000平方メートル以上の 場合	<u>920,000円</u>

- (8) 非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	<u>93,000円</u>
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	<u>118,000円</u>
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	<u>155,000円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	<u>250,000円</u>
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の	<u>326,000円</u>

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	<u>164,000円</u>
25,000平方メートル以上の 場合	<u>202,000円</u>

- (3) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する工場等以外の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等 非住宅建築物又は非住宅部分に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	<u>97,000円</u>
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	<u>129,000円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	<u>208,000円</u>
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	<u>271,000円</u>
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	<u>325,000円</u>
25,000平方メートル以上の 場合	<u>381,000円</u>

- (4) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する工場等以外の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等 非住宅建築物又は非住宅部分に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	<u>247,000円</u>
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	<u>323,000円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	<u>460,000円</u>
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の	<u>566,000円</u>

場合	
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	392,000円
25,000平方メートル以上の 場合	459,000円

(9) 複合建築物に係る確保計画の提出等 確保計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積（確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および確保計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

(適合性判定変更手数料)

第3条 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による適合性判定に係る事務につき徴収する手数料は、適合性判定変更手数料とし、その額は、変更後の確保計画の提出等1件につき、当該変更後の確保計画について前条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(軽微な変更該当証明書交付手数料)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による軽微な変更該当することを証する書面（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(向上計画認定申請手数料)

第5条 法第29条第1項の規定による認定の申請（以下「向上計画認定申請」という。）に対する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、向上計画認定申請手数料とし、その額は、向上計画認定申請（次項に規定する向上計画に係るものを除く。）1件につき、次の各号に掲げる向上計画認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅の向上計画認定申請 向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあっては20,000円、向上計画が同項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合すること

場合	
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	669,000円
25,000平方メートル以上の 場合	763,000円

(適合性判定変更手数料)

第3条 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による適合性判定に係る事務につき徴収する手数料は、適合性判定変更手数料とし、その額は、変更後の提出等1件につき、当該変更後の確保計画について前条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(軽微な変更該当証明書交付手数料)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当することを証する書面（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(向上計画認定申請手数料)

第5条 法第34条第1項の規定による認定の申請（以下「向上計画認定申請」という。）に対する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、向上計画認定申請手数料とし、その額は、向上計画認定申請（次項に規定する向上計画に係るものを除く。）1件につき、次の各号に掲げる向上計画認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）の向上計画認定申請 29,000円（向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては16,000円、向上計画が同項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては5,000円）

を、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、6,000円

- (2) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向上計画認定申請（向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	<u>74,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>11,000円</u> ）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>123,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>22,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>208,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>48,000円</u> ）
5,000平方メートル以上の場合	<u>298,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>85,000円</u> ）

- (3) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向上計画認定申請（向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	<u>55,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>11,000円</u> ）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>92,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>22,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>159,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>48,000円</u> ）
5,000平方メートル以上の場合	<u>231,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>85,000円</u> ）

- (4) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向

- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の向上計画認定申請（次号に掲げるものを除く。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	<u>56,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>8,000円</u> ）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>93,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>17,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>157,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>36,000円</u> ）
5,000平方メートル以上の場合	<u>224,000円</u> （適合証を提出する場合にあっては、 <u>64,000円</u> ）

- (3) 共同住宅等の向上計画認定申請（向上計画が法第35条

上計画認定申請（向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	36,000円（適合証を提出する場合にあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	62,000円（適合証を提出する場合にあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	110,000円（適合証を提出する場合にあつては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	166,000円（適合証を提出する場合にあつては、85,000円）

(5) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）

であつて、その非住宅部分の用途が工場等であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号ロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	26,000円（適合証を提出する場合にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	109,000円（適合証を提出する場合にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	160,000円（適合証を提出する場合にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	198,000円（適合証を提出する場合にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	244,000円（適合証を提出する場合にあつては、

第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合にあつては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にあつては、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合にあつては、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場合にあつては、64,000円）

(4) 省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合する非住宅建築物の向上計画認定申請 次の表の左欄

に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあつては、8,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合にあつては、15,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	188,000円（適合証を提出する場合にあつては、64,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	245,000円（適合証を提出する場合にあつては、101,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	295,000円（適合証を提出する場合にあつては、128,000円）
25,000平方メートル以上の場合	345,000円（適合証を提出する場合にあつては、

	212,000円)
--	-----------

- (6) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）
 であって、その非住宅部分の用途が工場等であるものの
 向上計画認定申請（基準省令第10条第1号ロ(2)に掲げ
 る基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の
 表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の
 右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	22,000円（適合証を提出する 場合にあっては、11,000 円）
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	30,000円（適合証を提出する 場合にあっては、18,000 円）
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	41,000円（適合証を提出する 場合にあっては、29,000 円）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	102,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 85,000円）
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	153,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 135,000円）
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	189,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 170,000円）
25,000平方メートル以上の 場合	234,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 212,000円）

- (7) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）
 であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるも
 のの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(1)お
 よびロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向
 上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応
 じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	241,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 11,000円）
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 18,000円）
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	389,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 29,000円）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	554,000円（適合証を提出 する場合にあっては、

	159,000円)
--	-----------

- (5) 省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適
 合する非住宅建築物の向上計画認定申請 次の表の左欄
 に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
 定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	182,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 8,000円）
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 15,000円）
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	292,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 22,000円）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	417,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 64,000円）
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	513,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 101,000円）
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	606,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 128,000円）
25,000平方メートル以上の 場合	691,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 159,000円）

場合	85,000円)
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	682,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 135,000円)
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	806,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 170,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	920,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 212,000円)

(8) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）

であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場 合	93,000円（適合証を提出す る場合にあっては、11,000 円)
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 18,000円)
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	155,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 29,000円)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	250,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 85,000円)
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	326,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 135,000円)
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	392,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 170,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	459,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 212,000円)

(9) 複合建築物の向上計画認定申請（第2号から前号までに掲げるものを除く。） 向上計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積（向上計画に係る住宅部分が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および向上計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は

(6) 複合建築物の向上計画認定申請 向上計画に係る建築物の共同住宅等の部分について第2号の表又は第3号の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画に係る共同住宅等の部分が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および向上計画に係る建築物の非住宅部分について第4号の表又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれこれら

前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

- 2 法第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合の向上計画の認定の事務につき徴収する向上計画認定申請手数料の額は、向上計画認定申請1件につき、当該向上計画に記載されている同項に規定する申請建築物又は他の建築物（以下これらを「申請建築物等」という。）ごとに向上計画認定申請があったものとみなした場合における前項各号に定める額を合算した額とする。

（変更認定申請手数料）

第6条 法第31条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請（前条第2項に規定する向上計画以外の向上計画の変更（他の建築物に関する事項を新たに記載するものを除く。）に係るものに限る。）1件につき、当該向上計画の向上計画認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 （略）

の表の右欄に定める額を合算した額

- 2 法第34条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合の向上計画の認定の事務につき徴収する向上計画認定申請手数料の額は、向上計画認定申請1件につき、当該向上計画に記載されている同項に規定する申請建築物又は他の建築物（以下これらを「申請建築物等」という。）ごとに向上計画認定申請があったものとみなした場合における前項各号に定める額を合算した額とする。

（変更認定申請手数料）

第6条 法第36条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請（前条第2項に規定する向上計画以外の向上計画の変更（他の建築物に関する事項を新たに記載するものを除く。）に係るものに限る。）1件につき、当該向上計画の向上計画認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 （略）

（消費性能認定申請手数料）

第7条 法第41条第1項の規定による消費性能の認定の申請（以下「消費性能認定申請」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、消費性能認定申請手数料とし、その額は、消費性能認定申請1件につき、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合するもののうち一戸建ての住宅の消費性能認定申請 29,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）

(2) 前号に掲げる基準に適合するもののうち共同住宅等の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該共同住宅等が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	56,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合にあっては、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	157,000円（適合証を提出する場合にあっては、36,000円）
5,000平方メートル以上の	224,000円（適合証を提出

場合	する場合にあっては、 64,000円)
----	------------------------

(3) 省令第1条第1項第2号イ(2)および(3)ならびにロ(2)および(3)に掲げる基準に適合するもののうち一戸建ての住宅の消費性能認定申請 16,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）

(4) 前号に掲げる基準に適合するもののうち共同住宅等の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該共同住宅等が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にあっては、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合にあっては、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）

(5) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅建築物の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	188,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	245,000円（適合証を提出する場合にあっては、101,000円）
10,000平方メートル以上の場合	295,000円（適合証を提出する場合にあっては、128,000円）

25,000平方メートル以上の 場合	345,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 159,000円）
-----------------------	--

(6) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅建築物の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場 合	182,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 8,000円）
300平方メートル以上1,000 平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 15,000円）
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	292,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 22,000円）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	417,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 64,000円）
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	513,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 101,000円）
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	606,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 128,000円）
25,000平方メートル以上の 場合	691,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 159,000円）

(7) 複合建築物の消費性能認定申請 建築物の共同住宅等の部分について第2号又は第4号の表の左欄に掲げる延べ面積（当該建築物の共同住宅等の部分が省令第1条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額および建築物の非住宅部分について第5号又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

（確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等）

第7条 法第30条第2項の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の向上計画認定申請手数料の額は、第5条および前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）第2条第1項第2号に定める額を加算した額とする。

（確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等）

第8条 法第35条第2項の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の向上計画認定申請手数料の額は、第5条および第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）第2条第1項に定める額を加算した額とする。

2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の向上計画認定申請手数料の額は、第5条および前条ならびに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第3条第1項に定める額を加算した額とする。 3 (略) <u>第8条</u> (略) <u>第9条</u> (略) <u>第10条</u> (略)	2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるときの向上計画認定申請手数料の額は、第5条および第6条ならびに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第3条第1項に定める額を加算した額とする。 3 (略) <u>第9条</u> (略) <u>第10条</u> (略) <u>第11条</u> (略)
--	---

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行																				
第1条 (略) (認定申請手数料) 第2条 法第53条第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）に対する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて、<u>市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあっては20,000円</u>、計画が同項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては<u>6,000円</u> (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）<u>および非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。）</u> 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満の場合</td><td><u>74,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）</u></td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</td><td><u>123,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）</u></td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</td><td><u>208,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）</u></td></tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上の場合</td><td><u>298,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）</u></td></tr> </tbody> </table> (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用し	床面積	金額	300平方メートル未満の場合	<u>74,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）</u>	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>123,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>208,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）</u>	5,000平方メートル以上の場合	<u>298,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）</u>	第1条 (略) (認定申請手数料) 第2条 法第53条第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）に対する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 <u>34,000円（計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては18,000円、計画が同項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては5,000円）</u> (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）<u>と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画（次号に掲げるものを除く。）</u> 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満の場合</td><td><u>71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）</u></td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</td><td><u>120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）</u></td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</td><td><u>204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）</u></td></tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上の場合</td><td><u>293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）</u></td></tr> </tbody> </table>	床面積	金額	300平方メートル未満の場合	<u>71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）</u>	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）</u>	5,000平方メートル以上の場合	<u>293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）</u>
床面積	金額																				
300平方メートル未満の場合	<u>74,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）</u>																				
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>123,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）</u>																				
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>208,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）</u>																				
5,000平方メートル以上の場合	<u>298,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）</u>																				
床面積	金額																				
300平方メートル未満の場合	<u>71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）</u>																				
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	<u>120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）</u>																				
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）</u>																				
5,000平方メートル以上の場合	<u>293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）</u>																				

て行われる場合に限る。) 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）

(4) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。）

計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	36,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	62,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	110,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	166,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）

(3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。）

計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	59,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	107,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	162,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）

(4) 複合建築物に係る計画（第2号もしくは前号又は次号もしくは第6号に掲げるものを除く。） 計画に係る住宅部分の第2号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額およびその非住宅部分の次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートル以上1,000	290,000円（適合証を提出

平方メートル未満の場合	する場合にあっては、 16,000円)
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	369,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 26,000円)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	524,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 77,000円)
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	642,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 122,000円)
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	756,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 154,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	863,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 192,000円)

- (5) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。）（次号に掲げるものを除く。）
計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	26,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、18,000円)
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の 場合	47,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の 場合	109,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円)
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の 場合	160,000円（適合証を提出する場合にあっては、135,000円)
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の 場合	198,000円（適合証を提出する場合にあっては、170,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	244,000円（適合証を提出する場合にあっては、212,000円)

- (5) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（次号に掲げるものを除く。）
計画に係る前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

- (6) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものに限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	22,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>11,000円</u> ）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	30,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>18,000円</u> ）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	41,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>29,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	102,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>85,000円</u> ）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	153,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>135,000円</u> ）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	189,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>170,000円</u> ）
25,000平方メートル以上の場合	234,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>212,000円</u> ）

- (7) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。）（次号に掲げるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>11,000円</u> ）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>18,000円</u> ）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>29,000円</u> ）
2,000平方メートル以上の場合	554,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>448,000円</u> ）

- (6) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	89,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>9,000円</u> ）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	112,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>16,000円</u> ）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	150,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>26,000円</u> ）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	243,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>77,000円</u> ）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	318,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>122,000円</u> ）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	382,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>154,000円</u> ）
25,000平方メートル以上の場合	448,000円（適合証を提出する場合にあっては、 <u>192,000円</u> ）

5,000平方メートル未満の場合	する場合にあっては、 85,000円)
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 135,000円)
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 170,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	920,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 212,000円)

(8) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合にあっては、18,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合にあっては、135,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	392,000円（適合証を提出する場合にあっては、170,000円)
25,000平方メートル以上の 場合	459,000円（適合証を提出 する場合にあっては、 212,000円)

(9) 複合建築物に係る計画（第2号から前号までに掲げるものを除く。） 計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定

める額を合算した額

(変更認定申請手数料)

第3条 法第55条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる計画の変更 変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては19,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては14,500円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあっては10,000円、適合証を提出する場合にあっては3,000円

(2) 前条第2号から第4号までに掲げる計画の変更 変更後の計画に係る同条第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前条第5号および第6号に掲げる計画の変更 変更後の計画に係る同条第5号の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(4) 前条第7号および第8号に掲げる計画の変更 変更後の計画に係る同条第7号の表又は第8号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(5) 前条第9号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る住宅部分の前条第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る非住宅部分の前条第5号の表、第6号の表、第7号の表又は第8号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(変更認定申請手数料)

第3条 法第55条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる計画の変更 17,000円（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては9,000円、適合証を提出する場合にあっては2,500円）

(2) 前条第2号および第3号に掲げる計画の変更 変更に係る同条第2号の表又は第3号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前条第4号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住宅部分の前条第2号の表又は第3号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の前条第4号の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(4) 前条第5号に掲げる計画の変更 変更に係る同条第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(5) 前条第6号に掲げる計画の変更 変更に係る同条の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等) 第4条 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の認定申請手数料の額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例(平成12年秋田市条例第8号)第2条第1項第2号に定める額を加算した額とする。 2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の認定申請手数料の額は、前2条および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第3条第1項に定める額を加算した額とする。 3 (略) 以下 (略)	(確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等) 第4条 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の認定申請手数料の額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例(平成12年秋田市条例第8号)第2条第1項に定める額を加算した額とする。 2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であって、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるときの認定申請手数料の額は、前2条および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第3条第1項に定める額を加算した額とする。 3 (略) 以下 (略)
---	---

秋田市立地適正化計画の中間評価について

人口減少・少子高齢化を見据えた多核集約型コンパクトシティの実現に向け、平成30年3月に「秋田市立地適正化計画」を策定し、都市機能や居住の誘導施策を進めているが、計画策定から概ね5年が経過したことから、都市再生特別措置法の規定に基づき、現時点での評価等を実施したものである。

1 評価方法等（中間評価報告書P45参照）

計画に記載の評価方法に基づき、各誘導施策の実施状況、数値目標等について確認・評価を実施

2 各誘導施策の実施状況等（中間評価報告書P46～65参照）

全63施策のうち、54施策を実施しており、概ね計画どおり進捗している。

誘導施策	施策の実施状況
都市機能誘導区域を対象とした施策	25施策のうち、18施策を実施
居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	15施策のうち、14施策を実施
居住誘導区域外を対象とした施策	14施策のうち、13施策を実施
公共交通に係る施策	9施策全て実施

3 数値目標に関する評価（中間評価報告書P66～77参照）

コロナ禍の影響があったものの、各指標について概ね目標値を上回っている。

基本指標	基準値	目標値	実績値
都市機能誘導区域内に誘導すべき誘導施設の立地数	159施設 (平成29年)	基準値以上	177施設 (令和5年)
居住誘導区域内の人口密度	54.7人/ha (平成27年)	50人/ha以上	54.3人/ha (令和2年)
路線バスおよびマイタウンバスの利用率	6.6% (平成27年)	基準値以上	5.8% (令和5年)
鉄道の利用率	5.3% (平成27年)	基準値以上	5.0% (令和5年)

重点指標・期待される効果	基準値	目標値	実績値
就業している高齢者の割合	17.0% (平成27年)	基準値以上	21.5% (令和2年)
元気な高齢者の割合 (65歳以上の非要介護等認定者割合)	78.8% (平成27年)	基準値以上	79.6% (令和5年)
都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設 設立地数	22施設 (平成29年)	基準値以上	24施設 (令和5年)
働く女性の割合 (15～49歳で就業している女性の割合)	61.7% (平成27年)	基準値以上	66.2% (令和2年)
専用住宅・工場等を除く市内全新築着 工件数のうち、都市機能誘導区域内 の着工件数割合	23.2% (平成27年)	基準値以上	14.8% (令和5年)
都市機能誘導区域内平均地価	60,100円 (平成29年)	基準値以上	62,100円 (令和5年)
都市機能誘導区域内平均地価変動率	-12.1% (平成25年～ 平成29年)	基準値以上	+3.2% (平成29年～ 令和5年)

4 課題等の整理、評価および対応方針（中間評価報告書P78、79参照）

【評価の総括】

居住誘導区域内において人口密度が維持されているほか、都市機能誘導施設の立地が増進するなど、成果が現れている一方、次のとおり計画をとりまく情勢に変化が生じており、計画の継続に向け、対応する必要がある。

【課題と対応方針】

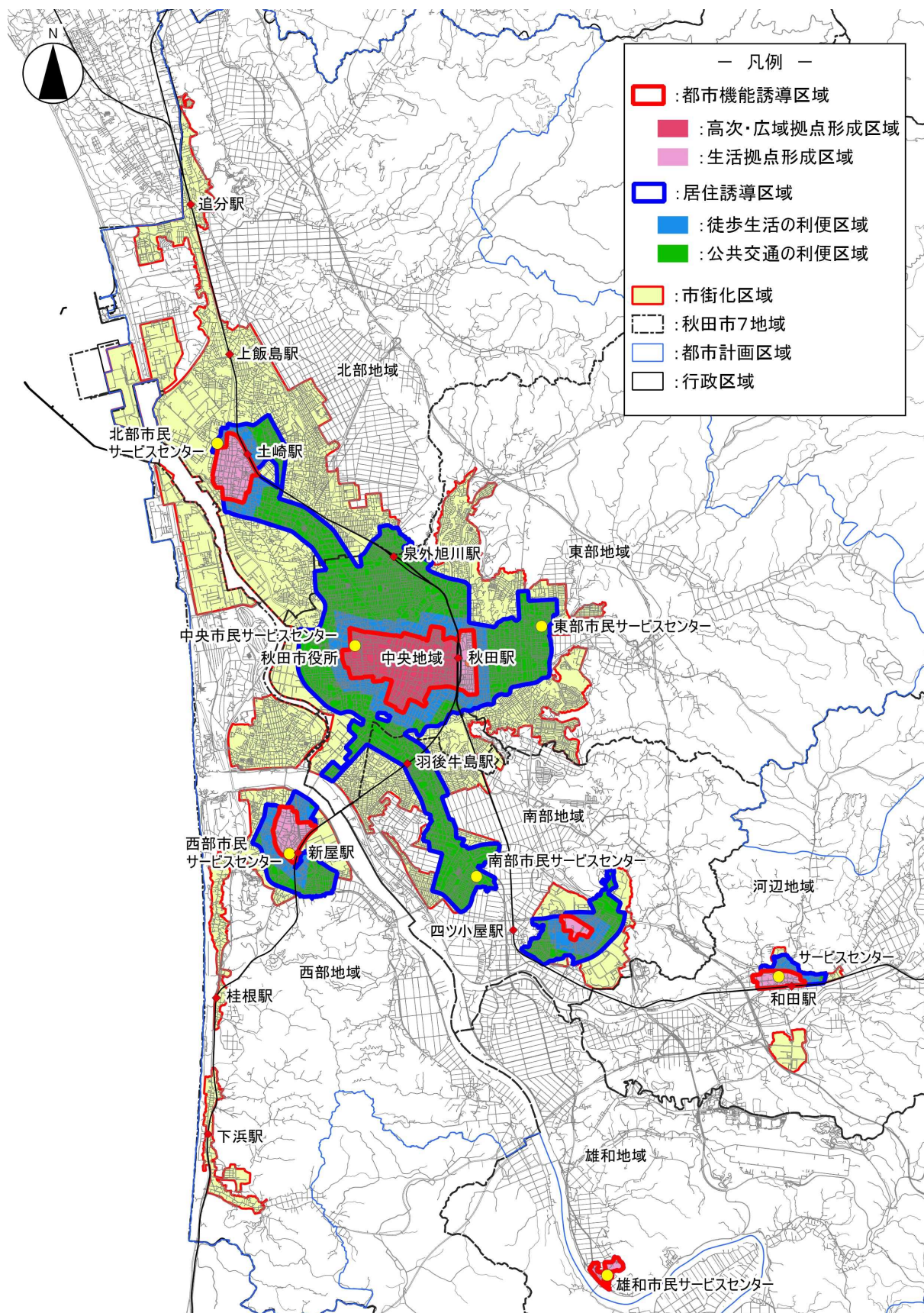
- ・令和2年の法改正により、計画の記載項目に「防災指針」が追加
⇒都市機能・居住誘導区域内の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」を記載
- ・令和5年7月の豪雨災害など、自然災害の頻発化・激甚化
⇒自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた都市機能・居住誘導区域の見直し
- ・計画策定以後において、上位・関連計画に見直しが生じている。
⇒次年度見直し予定の秋田市総合計画基本構想など、上位・関連計画等を受けた見直し
- ・国の補助事業等に係る施策等について、検討・実現に至っていない。
⇒未検討・未実施の誘導施策について、実現性・必要性等を踏まえた見直し

5 今後の予定

次年度以降、4の対応方針に基づき、計画の一部見直しを進める。

中間評価報告書については、令和7年3月下旬に本市ホームページにおいて公表

【参考】都市機能誘導区域および居住誘導区域



秋田市立地適正化計画

中間評価報告書



令和7年1月
秋田市

目 次

Chapter

1

立地適正化計画の中間評価に当たって

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 立地適正化計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Chapter

2

各誘導施策の実施状況等

- 1 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策・ 5
- 2 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策・・・・・・・・ 13
- 3 居住誘導区域外に係る施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 公共交通に係る施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Chapter

3

数値目標に関する評価

- 1 数値目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 「基本指標」に関する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 「重点指標」および「期待される効果」に関する評価・・・・ 32

Chapter

4

課題等の整理、評価および対応方針

- 1 進捗状況等のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 評価の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 今後の対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

立地適正化計画の中間評価に当たって

1 はじめに

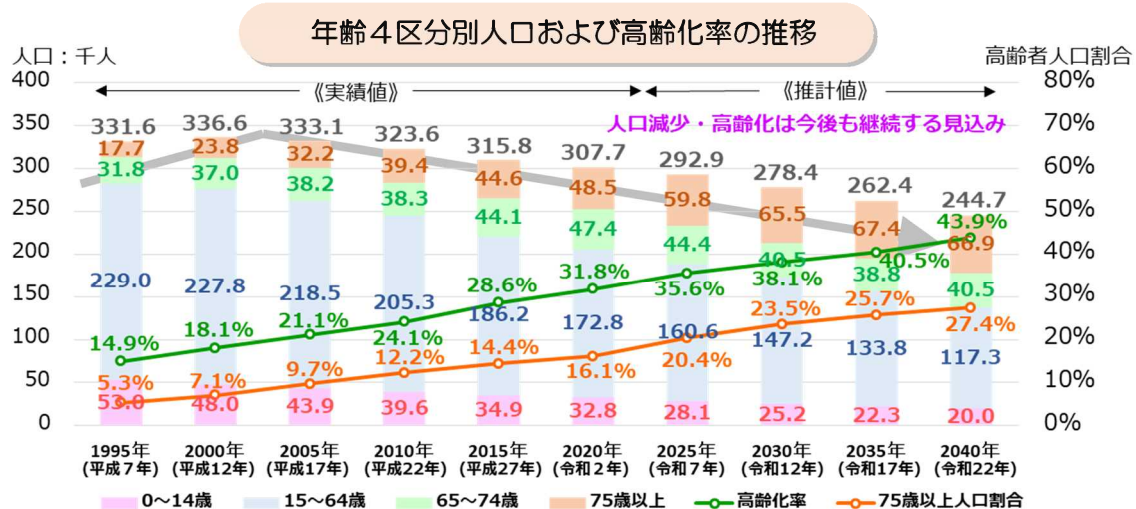
本報告書は、『秋田市立地適正化計画』の策定から概ね5年が経過したことを受け、都市再生特別措置法の規定に基づき、居住および都市機能の誘導施策の実施状況等について、評価結果を報告するものです。

2 立地適正化計画の概要

(1) 計画の背景・趣旨

本市の人口は、2003年（平成15年）をピークに減少に転じ、また、年齢構成では、65歳以上の老年人口は増加しており、今後もこれらの傾向は継続する見込みです。

そうした中、現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。



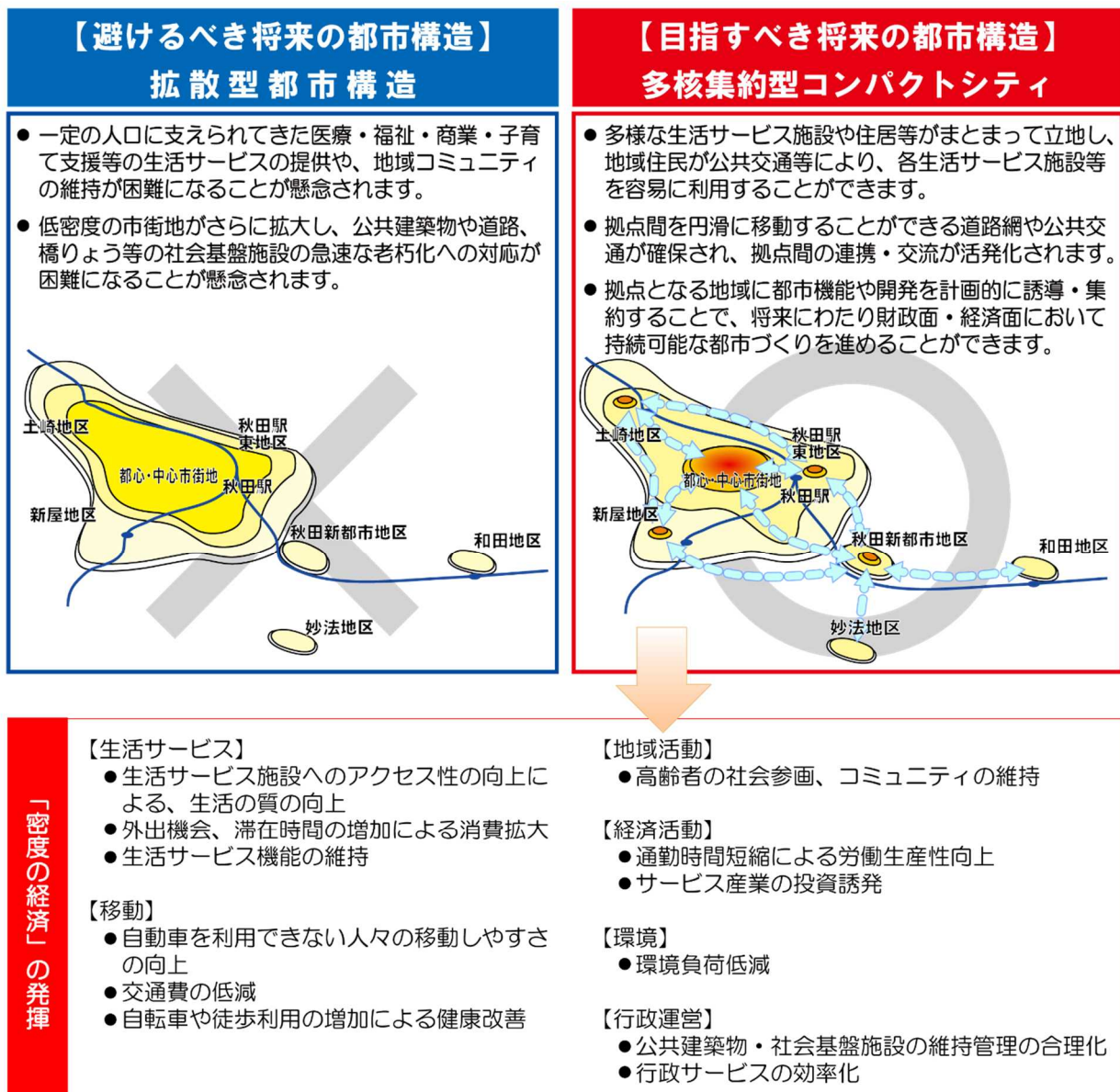
避けるべき将来の都市のイメージ



このような背景を受け、本市では、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市となるよう、将来の都市の形として、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるように、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする『多核集約型のコンパクトシティの形成』を目指すこととしました。

そうした方針のもと、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法で創設した「立地適正化計画制度」を活用し、2018年（平成30年）に本市における住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める『秋田市立地適正化計画（以下「計画」という。）』を策定し、目標年次を2040年（令和22年）として取組を進めております。

多核集約型都市構造のイメージ



(2) 立地適正化計画の概要

➤ 立地適正化計画で定める事項

- ① まちづくりの方針
- ② 目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針
- ③ 居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設および誘導施策

➤ 居住誘導区域・都市機能誘導区域とは

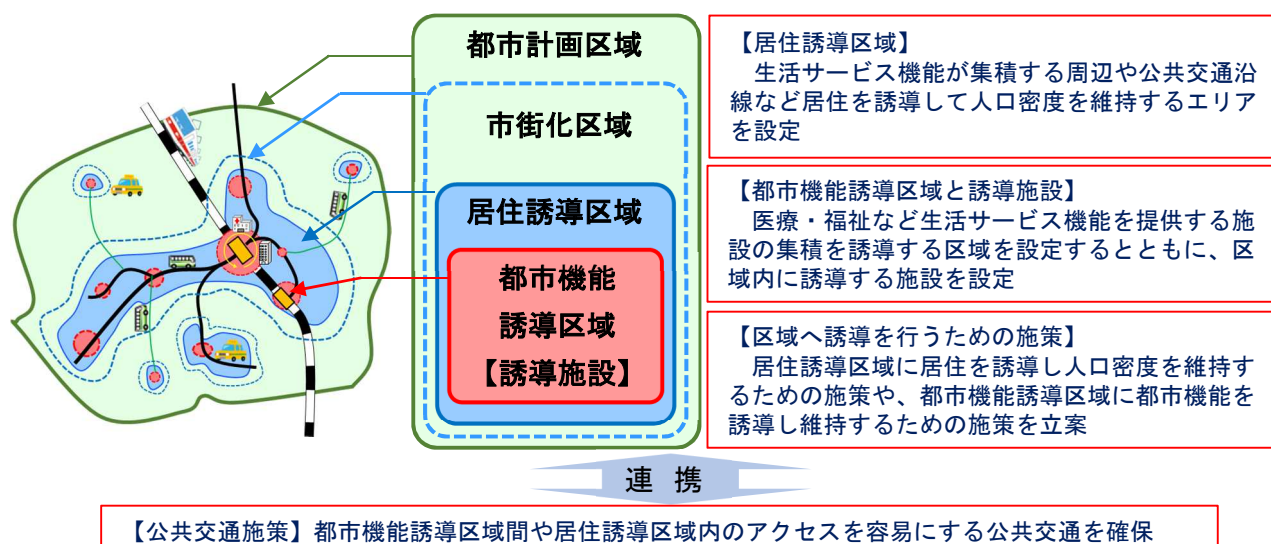
① 居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

② 都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

立地適正化計画のイメージ



秋田市立地適正化計画における拠点別誘導施設一覧

誘導施設		高次広域拠点 (中央地域)	生活拠点		
			地域間連携型 (南部地域)	増進型 (東部・西部・北部地域)	維持型 (河辺・雄和地域)
介護・福祉機能	通所介護施設 (通所系高齢者福祉施設)	○	○	○	○
	特定教育・保育施設等 (保育所・認定こども園・幼稚園)	○	○	○	○
子育て機能	地域型保育事業 (小規模保育事業・事業所内保育事業)	○	○	○	○
	店舗面積10,000㎡以上の 小売商業施設	○	○	—	—
商業機能	店舗面積1,000㎡以上の生鮮食料品を 扱うスーパー、ドラッグストア	○	○	○	○
	医療診療所(有床診療所を除く)	○	○	○	○
医療機能	博物館・美術館等	○	—	—	—
	文化ホール等	○	—	—	—
	市民交流施設	○	○	○	—

○「誘導施設」：誘導施設として位置付け、緩やかに誘導を促進する施設

3 評価の流れ

評価の方法は、計画の「8. 2 計画の進行管理（P80）」に基づきます。

はじめに、2章「各誘導施策の実施状況等」では、計画で設定した4つの誘導施策の分類ごとに、「①誘導施策の実施状況（アウトプット）」および「②個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）」の視点から、確認・評価します。

次に、3章「数値目標に関する評価」では、「都市機能」、「居住」および「公共交通」それぞれの視点から数値目標を設定した『基本指標』と、計画の3つの目標に対応して数値目標を設定した『重点指標』および『計画に位置付けた誘導施策の展開によって期待される効果』について、進捗状況进行评估します。

最後に、4章「課題等の整理、評価および対応方針」において、課題等について整理を行い、計画の進捗状況について評価し、今後の対応方針を示します。

評価の流れ

2 章 各誘導施策の実施状況等

都市機能誘導区域内に誘導施設を
維持・誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を
誘導するための施策

居住誘導区域外に係る施策

公共交通に係る施策

視点① 誘導施策の実施状況
(アウトプット)

視点② 個々の施策展開によっ
てもたらされる効果
(アウトカム)

3 章 数値目標に関する評価

『基本指標』

視点① 「都市機能」

視点② 「居住」

視点③ 「公共交通」

『重点指標』 および 『期待される効果』

目標1 『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による
生きがいのある暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標2 『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による
子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標3 『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による
県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』に係る重点指標および効果

4 章 課題等の整理、評価および対応方針

進捗状況等のまとめ、課題等の整理、評価の総括、今後の対応方針

各誘導施策の実施状況等

1 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策

計画的に都市機能を誘導していくためには、地域の実情を踏まえつつ、事業者へのインセンティブの付与によって進めていく必要があることから、計画では、都市機能誘導区域外と比較して立地コストの抑制に資する、財政的支援や金融的支援等の施策を位置付けています。

視 点 ①

誘導施策の実施状況（アウトプット）

（1）都市機能誘導区域内を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、「実施する施策等」については、公的不動産の活用や国の支援制度の活用が未実施となっているものの、概ね実施されています。また、「今後検討する施策等」については、その多くが国の補助事業に係る施策であり、条件に該当する民間事業がなかったことなどから、未検討が多くなっています。

次表に各施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（都市機能誘導区域内を対象とした施策）

施策の概要		事業名 実施状況
1	【中央地域】 県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいを創出する。	県・市連携文化施設整備事業
		実施 ⇒ ・2022年(令和4年)9月 「あきた芸術劇場ミルハス」グランドオープン
		(仮称)芸術文化交流施設整備事業
		実施 ⇒ ・2021年(令和3年)3月「秋田市文化創造館」オープン (秋田市文化創造館整備事業)
		(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業
2	【中央地域】 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	実施 ⇒ ・2019年(令和元年)12月 「秋田ノーザンゲートスクエア」竣工 (秋田ノーザンゲートスクエア整備事業)
		千秋公園整備事業
		実施 ⇒ ・内堀園路整備、大坂～黒門の融雪設備整備、大手門の堀遊歩道整備など、千秋公園再整備基本計画に基づき実施
3	【中央地域】 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	日本版CCRC事業
		実施 ⇒ ・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン (秋田版CCRC拠点整備事業)

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

施策の概要		事業名 実施状況
3	【中央地域】 空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援を行い、新たな都市機能の誘導を図る。	中心市街地商業集積促進補助制度 小売業等チャレンジ支援事業(2017年度(平成29年度)で終了)
		実施 ⇒ 2018年度～2022年度(平成30年度～令和4年度) 全137件のうち、都市機能誘導区域内136件 ・2023年度(令和5年度) 施策8の「商店街空き店舗対策事業」と統合し、 「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル 全27件のうち、都市機能誘導区域内24件
4	【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。	土地区画整理事業（秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区） 実施中 ⇒ 2023年度(令和5年度)末 進捗状況（事業費ベース） 秋田駅西北地区 70.0% 秋田駅東第三地区 86.4%
		市街地再開発事業（秋田駅前北第一地区） 実施中 ⇒ 施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、 早期の事業進展に努める。
		【再掲】(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業 実施 ⇒ 2019年(令和元年)12月 「秋田ノーザンゲートスクエア」竣工 (秋田ノーザンゲートスクエア整備事業)
		旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 未実施 ⇒ 事業者において事業実施の調整が難航し、未着手
		土崎まちづくり拠点施設関連事業 実施 ⇒ 2018年(平成30年)3月 土崎みなと歴史伝承館オープン
5	【西部および北部地域】 拠点施設を活用した地域住民の交流やにぎわい等を支援する。	新屋まちづくり拠点施設関連事業 実施 ⇒ 2017年(平成29年)7月 新屋ガラス工房オープン
		公的不動産の活用(旧秋田魁新報社跡地) 未実施 ⇒ 商業施設の整備については、事業者において事業実施の調整が難航し、未着手 ・跡地の一部において、秋田市まちなか観光案内所(国登録有形文化財を移築)が2021年(令和3年)4月にオープン
6	【全地域】 市が保有する未利用地や未利用建物等を活用し、民間活力を活用した新たな都市機能誘導を図る。	都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 誘導施設の整備に係る土地等を譲渡した者に対する税制措置 一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援 未実施 ⇒ 条件に該当する民間事業がなく、実施に至っていない。
7	【全地域】 国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する場合、税制支援や金融支援を行う。	商店街空き店舗対策事業 実施 ⇒ 2018年度～2022年度(平成30年度～令和4年度) 全22件のうち、都市機能誘導区域内16件 ・2023年度(令和5年度) 施策3の「中心市街地商業集積促進補助制度」と統合し、 「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル 全27件のうち、都市機能誘導区域内24件
8	【全地域】 新たな都市機能の誘導を図るため、空き店舗に出店する中小企業者に対する改装費・宣伝広告費・賃借料等の一部を補助する。	リノベーションまちづくりに係る普及啓発 実施 ⇒ 2019年(平成31年)土崎地区において、 リノベーションまちづくり勉強会を実施
9	【全地域】 地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、地域関係者向けに専門家による講演会やワークショップ等を開催する。	

「今後検討する施策等」の検討状況（都市機能誘導区域内を対象とした施策）

施策の概要		事業名 検討状況
10	公的不動産の有効活用により、誘導施設を整備する民間事業者に対して、公的不動産の賃料や固定資産税の減免、整備費等について支援する。	都市機能立地支援制度 未検討 ⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。 ・2020年度(令和2年度)から「都市構造再編集集中支援事業」へ統合
11	誘導施設を民間事業者等が整備する場合に、整備に係る費用を支援する。	都市再構築戦略事業 未検討 ⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。 ・2020年度(令和2年度)から「都市構造再編集集中支援事業」へ統合
12	誘導施設等の移転促進を図るため、誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備を支援する。	集約都市形成支援事業 未検討 ⇒・国の補助制度 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。
13	良好な市街地環境の形成を図るため、道路・公園等の都市基盤の整備の実施について検討を行う。	都市再生整備計画事業 未検討 ⇒・国の補助制度 ・面的・一体的な計画によるインフラ整備を対象 ・現状、補助率が高い各インフラの補助制度により整備を進めており、検討に至っていない。
14	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、まちづくりファンドの活用について検討を行う。	まちづくりファンド支援事業 他の取組で促進 ⇒・民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援する「中心市街地空き店舗対策事業」を実施
15	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、新たな公益サービスとして地域活力の向上につながるソーシャル・コミュニティビジネスに対する必要な支援について検討を行う。	(仮称)ソーシャル・コミュニティビジネス支援事業 実施 ⇒・秋田市と市民活動団体等が協力して取り組む公益的な事業に対し支援する「秋田市協働サポート交付金事業（あきたまご）」を実施 ・これまで、「子どもの学べる居場所づくり」、「子どもの相談支援事業」、「子育て支援事業」など、地域課題を捉え、市民活動団体の特性を活かした提案を事業化
16	国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する際、あわせて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理する場合に税制支援を行う。	固定資産税の軽減 未検討 ⇒・施策7の関連施策 ・条件に該当する民間事業がなく、検討に至っていない。
17	目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する。	各種都市計画の見直し（用途地域、道路、地区計画等） 実施 ⇒・2023年(令和5年) 秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定 ・2024年(令和6年) 秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定

(2) 都市機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を都市機能誘導区域に限ったものではありませんが、都市機能の維持・増進に資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。次表に各施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（都市機能の維持・増進に資するその他の施策）

施策の概要		事業名 実施状況
1	各地域の子育て交流ひろばを対象とし、妊娠・出産・育児に係る巡回相談等を実施する。	利用者支援事業（基本型）との連携
		実施 ⇒ 各市民サービスセンター内の子育て交流ひろばへの巡回相談を継続して実施
2	市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする者に対し、初期投資や事業継続に必要な経費の一部を補助するほか、女性起業家や転入起業家を手厚く支援する。	創業支援事業
		実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 101件の補助実績
3	良好な景観形成を図るうえで重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助する。	景観重要建造物等保存事業費補助金
		実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 新屋地区、大町地区などにおいて4件の補助実績
4	自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動に取り組む団体等に支援を行い、地域の特性を生かした景観の向上を図る。	都市景観形成事業（景観まちづくり活動支援）
		実施 ⇒ 2022年度、2023年度(令和4年度、令和5年度) 中通・大町地区などにおける良好な景観づくりやにぎわい創出に向けたワークショップの開催等を支援
5	良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	都市計画道路事業、道路改良事業等
		人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業
		電線共同溝整備事業
		道路維持修繕事業
		道路附属施設改修事業
		融雪施設改良事業
		交通安全施設等整備事業
		都市公園バリアフリー化事業
6	空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	老朽危険空き家等対策経費
		実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、都市機能誘導区域内9件 【緊急安全措置】 全4件のうち、都市機能誘導区域内2件
7	企業主導型保育事業の実施主体に対し、地域枠を設けること等を要件に施設整備費または備品購入等に要する経費を補助する。	企業主導型保育推進事業（2020年度(令和2年度)で終了）
		実施 ⇒ 2018年度、2019年度(平成30年度、平成31年度) 山王、新屋、保戸野の企業主導型保育施設に対し補助
8	市が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備に要する経費（創設、増築、老朽改築等）を補助する。	児童福祉施設等整備費補助金
		実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 全20件のうち、都市機能誘導区域内施設3件

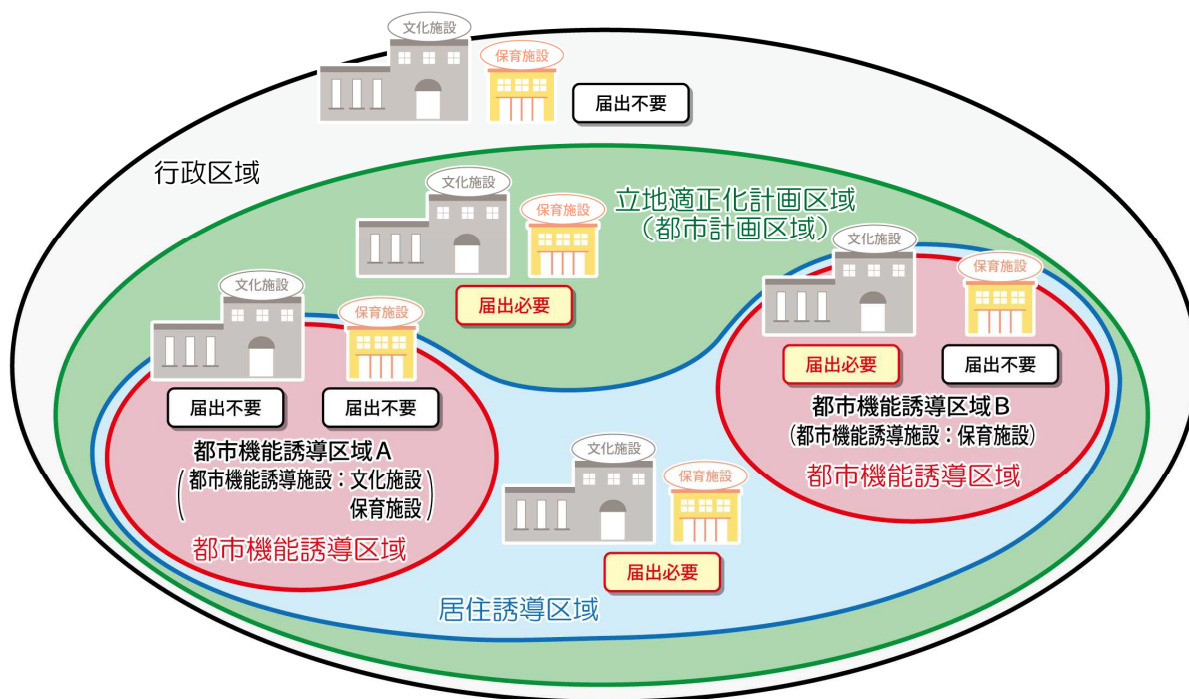
(3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めている。これまでの届出件数は次表のとおりとなっています。

届出の概要と件数

届出対象となる区域	届出が必要な行為	
	届出件数	
都市機能誘導区域外	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 2件 【参考】H30～R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%
		誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 28件 【参考】H30～R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 49.1%
	建築行為	建築物を改築し、誘導施設を有する建築物としようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 0件 【参考】H30～R5 同改築行為なし
		建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物としようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 1件 【参考】H30～R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 50.0%

届出が必要な行為（イメージ）



視 点 ②

個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

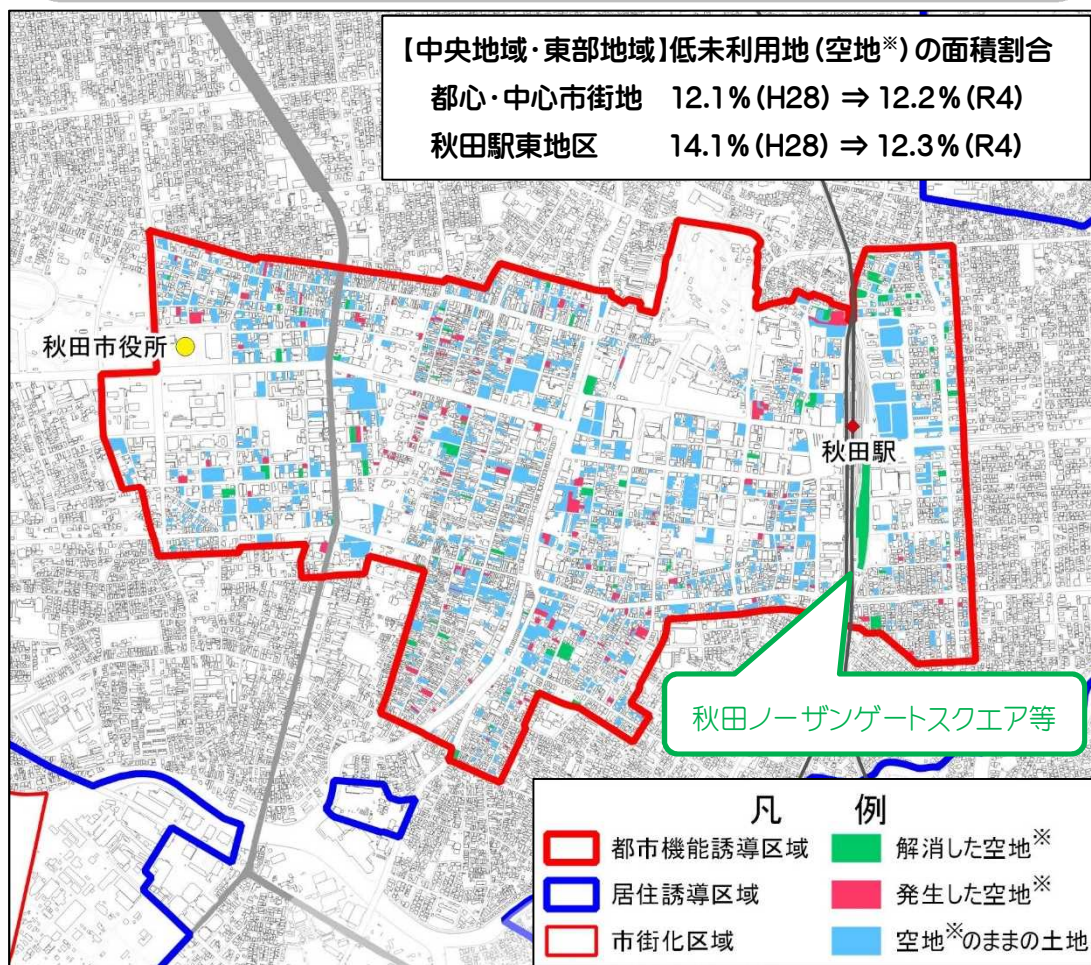
(4) 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策展開によってもたらされる効果

計画では、「民間による公的不動産の活用件数」や「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」など、個々の誘導施設を維持・誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

都市機能誘導区域内の「民間による公的不動産の活用」については、「旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備」が施策として位置付けられていますが、2021年度（令和3年度）の着手に向けて進めていたものの、事業実施の調整が難航し未着手となっており、現在、当該地は、観光案内所のほか平面駐車場として利用されています。

また、「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」については、2016年度（平成28年度）実施の都市計画基礎調査結果と近年の航空写真等から土地利用状況を比較すると、増加している地区があるものの、全体で9.6%から9.4%に、面積にして約1.4ha減少しています。

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地※）の状況
（2016年（平成28年）と2022年（令和4年）の比較 中央・東部）

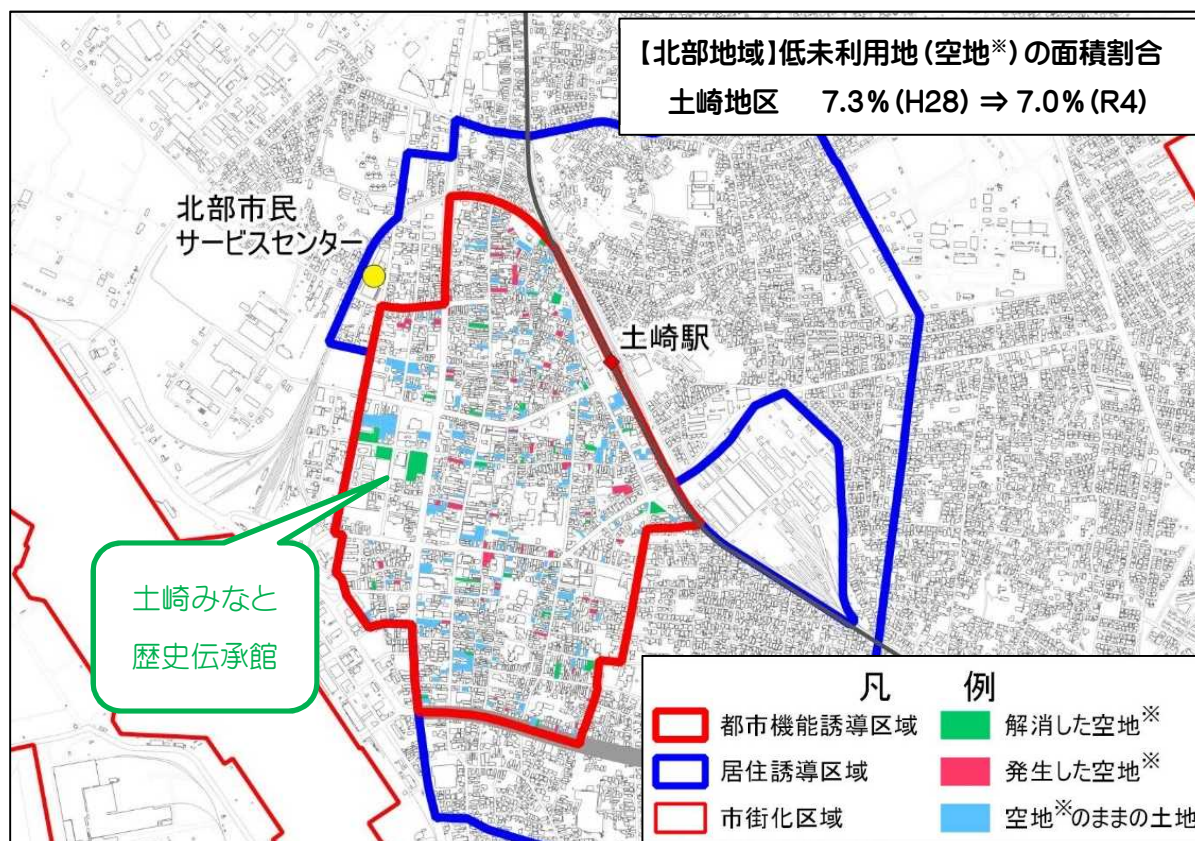
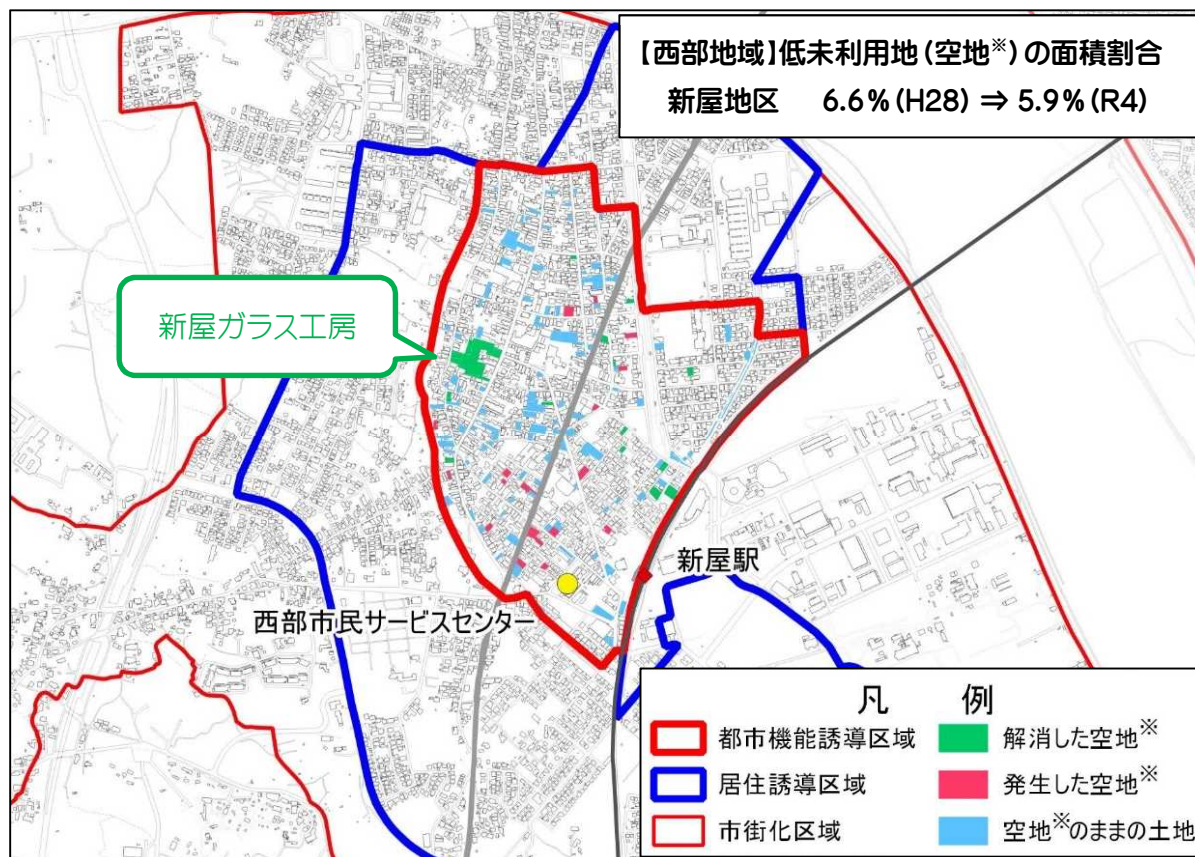


※「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）
資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地※）の状況
（2016年（平成28年）と2022年（令和4年）の比較 西部・北部）

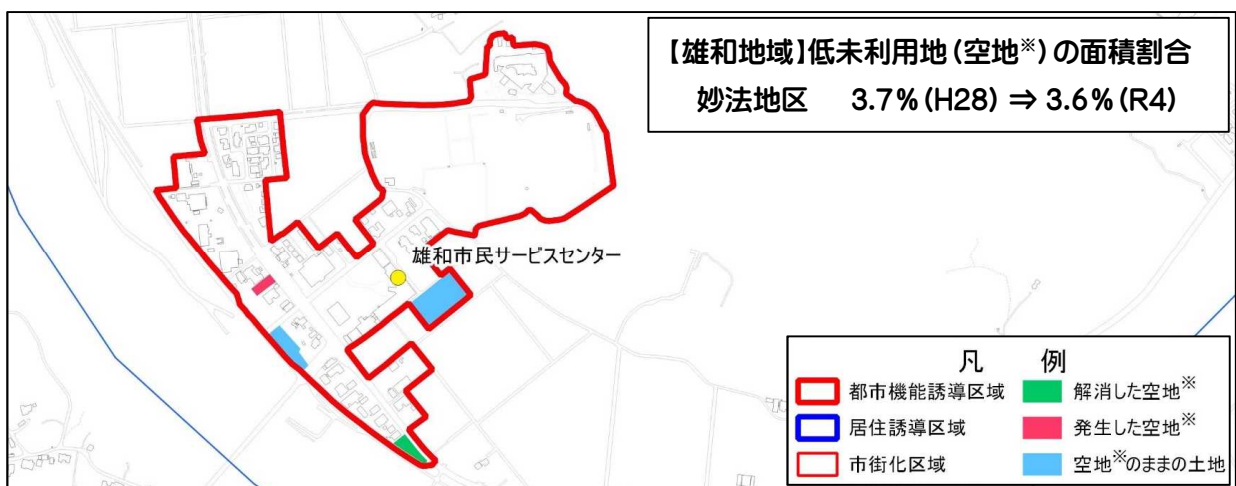
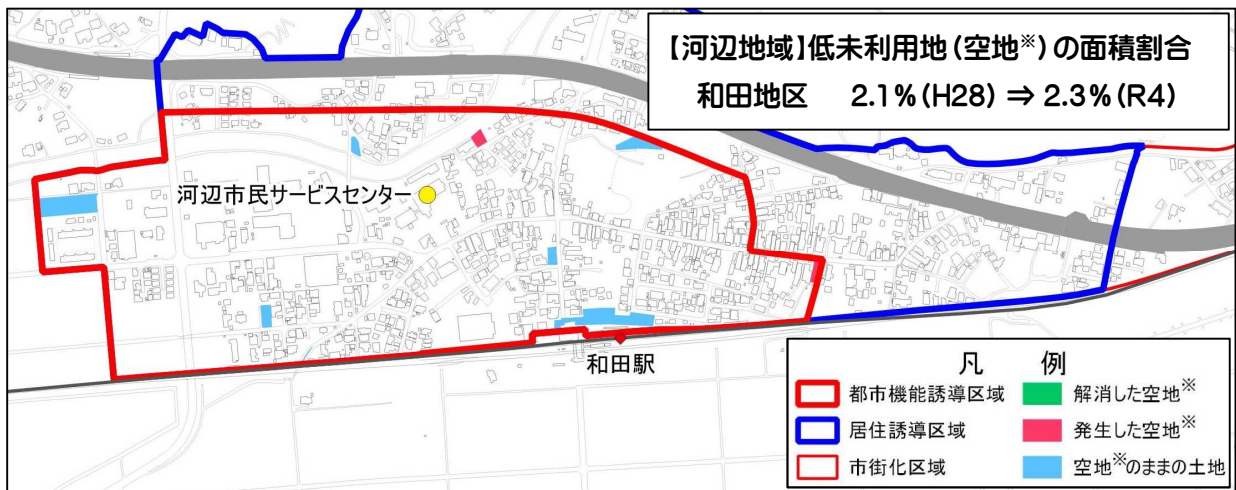
2

各誘導施策の実施状況等



※「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）
資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地※）の状況
 （2016年（平成28年）と2022年（令和4年）の比較 南部・河辺・雄和）



※「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）
 資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

2 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、多様なニーズに対応し、多様な世代がライフステージに合わせた住まいの選択が可能な居住地として、良好な環境を形成する必要があることから、計画では、居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住宅供給を促進する施策を位置付けています。

視 点 ①

誘導施策の実施状況（アウトプット）

(1) 居住誘導区域内を対象とした施策

都市機能誘導区域と同様に、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、事業が終了した国が出資するファンドの活用以外の施策について、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域内を対象とした施策）

施策の概要		事業名
		実施状況
1	【再掲】【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。	土地区画整理事業（秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区）
		実 施 中 ⇒ ・2023年度(令和5年度)末 進捗状況（事業費ベース） 秋田駅西北地区 70.0% 秋田駅東第三地区 86.4%
		市街地再開発事業（秋田駅前北第一地区）
		実 施 中 ⇒ ・施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、早期の事業進展に努める。
2	【再掲】【中央地域】 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	日本版CCRC事業
		実 施 ⇒ ・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン（秋田版CCRC拠点整備事業）
3	【全地域】 子育て世代から高齢者まで、中心市街地活性化基本計画区域および居住誘導区域への住替えを促進するため、空き家の利活用を支援する。	空き家定住推進事業
		実 施 ⇒ ・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)【購入・賃貸借】 全147件のうち、居住誘導区域内への住替え72件、移住24件
4	【中央・西部・南部・北部の各地域(津波浸水想定区域)】 居住誘導区域内での安全・安心な居住の確保を図るため、津波避難計画を策定するほか、災害時避難標識を整備する。	津波避難計画の策定
		実 施 ⇒ ・2019年(平成31年)3月「秋田市津波避難計画」策定
		災害時避難標識整備事業
		実 施 ⇒ ・居住誘導区域の内外に関わらず、指定緊急避難場所の標識修繕などを実施

「今後検討する施策等」の検討状況（居住誘導区域内を対象とした施策）

施策の概要		事業名 検討状況
5	津波浸水や河川氾濫等による浸水被害が面的に予想される範囲とし、必要な防災対策施設の整備を検討するほか、市民の防災意識の向上、防災訓練の活発化を図る。	都市防災総合推進事業 他の取組で推進 ⇒・2023年(令和5年)豪雨災害を受け、国・県・市等が協働して集中的に対策を行う「雄物川下流域水災害対策プロジェクト」を策定 ・このプロジェクト等に基づき、必要な防災対策施設の整備等を実施する。
6	〈再掲〉 目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する	各種都市計画の見直し(用途地域、道路、地区計画等) 実施 ⇒・2023年(令和5年)4月 秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定 2024年(令和6年)6月 秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定
7	街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備を促進するため、街なか居住再生ファンドの活用を検討する。	街なか居住再生ファンド 未検討 ⇒・主に中心市街地において、「不動産証券化」の仕組みを用いて行う民間の住宅等の整備事業について、国庫補助金によるファンドからの出資により支援するもの。 2018年度(平成30年度)をもって、国の出資事業終了 (公社)全国市街地再開発協会)

(2) 居住機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を居住誘導区域に限ったものではありませんが、居住機能の維持・増進に資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住機能の維持・増進に資するその他の施策）

施策の概要		事業名 実施状況
1	子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。	秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業） 実施 ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【住宅の新築・購入、賃借および転居に係る補助】 全252件のうち、居住誘導区域内134件
2	住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る	住宅リフォーム支援事業 実施 ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【増改築やリフォーム工事に対して補助】 全12,336件のうち、居住誘導区域内 5,522件
3	市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。	空き家バンク制度 実施 ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【賃貸契約】 全22件のうち、居住誘導区域内 11件 【売買契約】 全112件のうち、居住誘導区域内 39件

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

施策の概要		事業名
		実施状況
4	世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	多世帯同居・近居推進事業
		⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【多世帯同居】 全234件のうち、居住誘導区域内 101件 【近居（2022年度で終了）】 全140件のうち、居住誘導区域内 66件
5	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する	木造住宅耐震改修等事業
		⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【耐震診断助成】 全52件のうち、居住誘導区域内32件 【耐震改修助成】 全4件のうち、居住誘導区域内1件
6	《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	都市計画道路事業、道路改良事業等 人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業 電線共同溝整備事業 道路維持修繕事業 道路附属施設改修事業 融雪施設改良事業 交通安全施設等整備事業 都市公園バリアフリー化事業
		実施 ⇒・居住誘導区域の内外に関わらず実施
7	《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	老朽危険空き家等対策経費
		⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、居住誘導区域内18件 【緊急安全措置】 全4件のうち、居住誘導区域内3件
8	町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。	集会所類似施設整備・建設費助成事業
		実施 ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 全117件のうち、居住誘導区域内30件 集会所類似施設建設資金貸付金（2023年度(令和5年度)で終了） ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 居住誘導区域外において1件 ・居住誘導区域内では活用なし

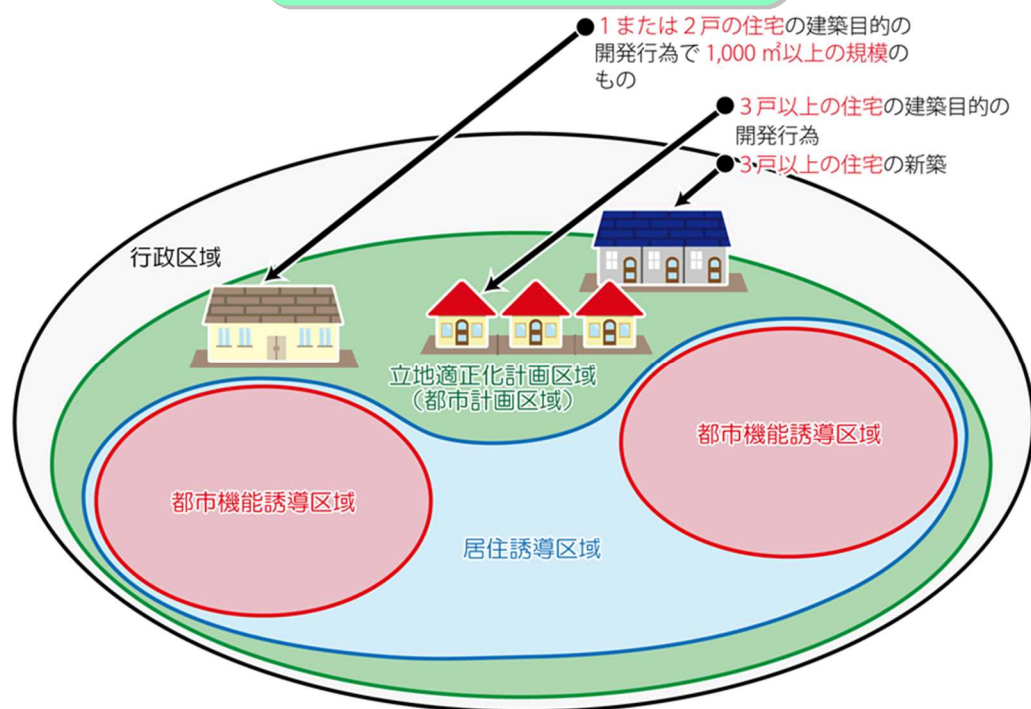
(3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握し、居住誘導区域内への居住を緩やかに誘導するため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めている。これまでの届出件数は下表のとおりとなっています。

届出の概要と件数

届出対象となる区域		届出が必要な行為
		届出件数
居住誘導区域外	開発行為	3戸以上の住宅（共同住宅を含む）の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 22件 【参考】H30～R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%
		1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模となる開発行為を行おうとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 0件 【参考】H30～R5 H30～R5 同開発行為なし
	建築行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 115件 【参考】H30～R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 34.1%
		建築物を改築し、3戸以上の住宅としようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 0件 【参考】H30～R5 同改築行為の総数に対する区域外の割合 0%
		建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅としようとする場合 ⇒H30～R5 届出件数 0件 【参考】H30～R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 0%

届出が必要な行為（イメージ）



視 点 ②

個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

（4）居住誘導区域内に居住を誘導するための施策展開によってもたらされる効果

計画では、「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」、「空き家率」など、居住を誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

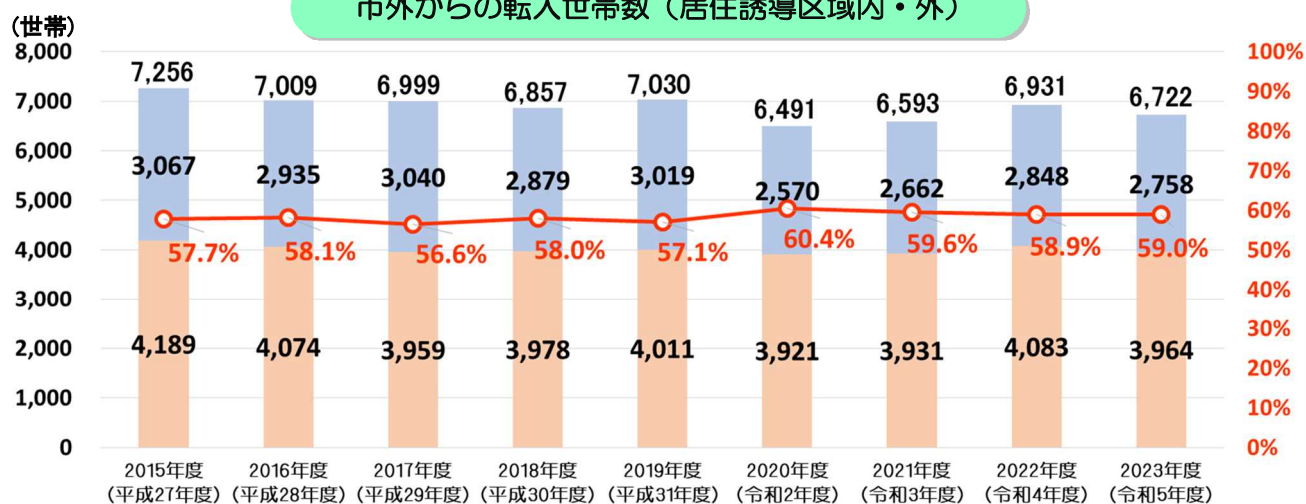
「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」については、いずれも5割を超える値で推移しており、誘導区域への居住が進んでいるものと捉えます。

なお、空き家率については、2026年度（令和8年度）以降に県が実施を予定している都市計画基礎調査の結果をもって、次回計画評価の際、分析等を行います。

2

各誘導施策の実施状況等

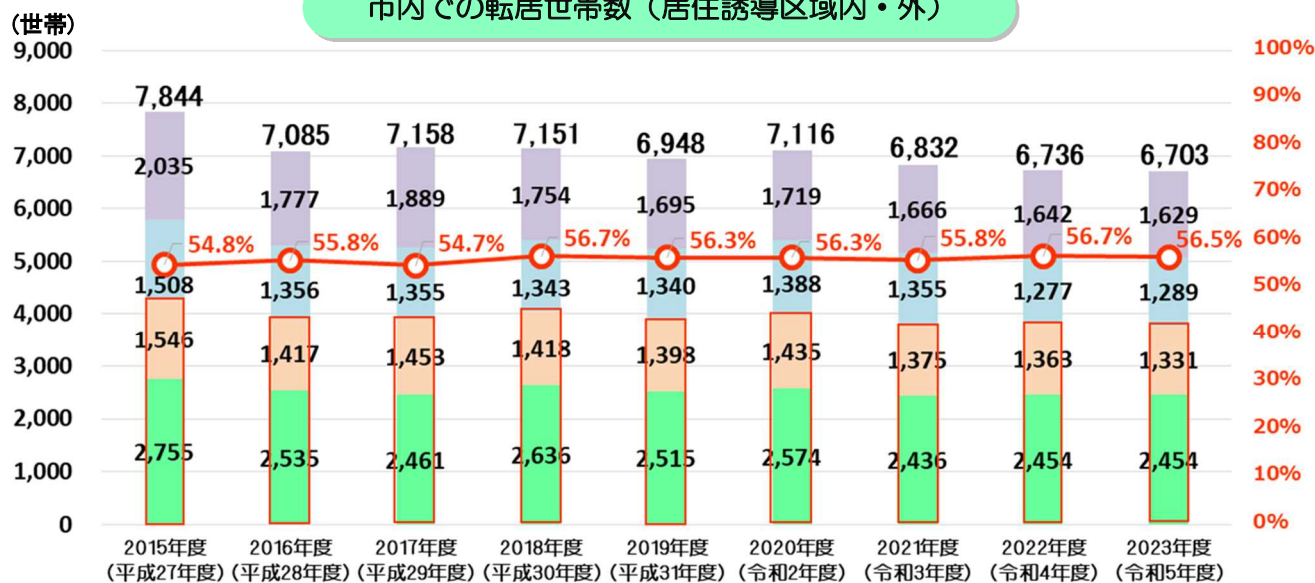
市外からの転入世帯数（居住誘導区域内・外）



市外から居住誘導区域内 市外から居住誘導区域外 市外から居住誘導区域内への転入世帯割合

資料：秋田市市民課資料より作成

市内での転居世帯数（居住誘導区域内・外）



内→内 外→内 内→外 外→外 居住誘導区域内への転居割合

「内」：居住誘導区域内 「外」：居住誘導区域外

資料：秋田市市民課資料より作成

3 居住誘導区域外に係る施策

居住誘導区域外は、今後の居住を否定するものではなく、住み慣れた場所でゆとりのある良質な暮らしなど、これまでどおりライフスタイルに合わせた住み方を選択していくことができます。そのため、市民に必要な行政サービスは、居住誘導区域の内外に関わらず提供していくとともに、持続的な地域コミュニティの維持に必要な居住や都市機能の立地を一定程度許容していきます。

視 点 ①

誘導施策の実施状況（アウトプット）

(1) 居住誘導区域外を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、6次産業化施設の整備に関する開発許可審査の基準化を除き、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域外を対象とした施策）

施策の概要		事業名 実施状況
1	【全域(都市計画区域内)】 都市計画基礎調査を活用した、定期的な跡地等発生状況の動向を把握する。	都市計画基礎調査
		定期的 に 実施 ⇒・都市計画法に基づき、秋田県が主体となり実施する調査 おおむね10年ごとに実施 ・秋田都市計画については、2016年度(平成28年度)および 2017年度(平成29年度)に実施しており、次回は、2026 年度(令和8年度)以降の実施を予定
2	【全域(都市計画区域内)】 地域住民からの発意のもと、良好な生活環境の維持・形成を目的とした、地区計画の適用について検討する。	地区計画
		実施 ⇒・2020年(令和2年) 都市計画提案制度による地区計画の変更 (広面谷内佐渡地区計画)
3	【市街化調整区域】 開発許可基準の緩和による、人口減少・少子高齢化における集落維持を進める。	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 (同法第34条第11号条例区域)
		実施 ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 183件の開発等許可
4	【市街化調整区域】 集落の維持・活性化に資する6次産業化施設の整備に対する開発許可審査手続きを簡素化する。	開発許可の特例措置
		未 実施 ⇒・2022年(令和4年)3月策定の『第2次秋田市都市農村 交流マスタープラン』を受け、検討を進めている。 ・今後、具体事例等を踏まえた上で、審査の基準化を図る。
5	【市街化調整区域】 上記3で区域指定した既存集落において、コミュニティの維持を目的に、移住・定住や二地域居住を推進することとし、長期にわたり適正に利用された既存建築物に対する弾力的な運用を行う。(空き家の賃貸住宅としての活用等)	開発許可制度の弾力的運用
		実施 ⇒・2024年度(令和6年度) 店舗兼用賃貸住宅の許可事例あり

「今後検討する施策等」の検討状況（居住誘導区域外を対象とした施策）

施策の概要		事業名
		検討状況
6	【全域（都市計画区域内）】 今後の跡地等の発生状況に注視しつつ、必要に応じ、跡地等管理区域の指定および跡地等管理協定を締結する。	跡地等管理区域の指定 跡地等管理協定の締結促進
		代替の取組を実施 ⇒・良好な生活環境を維持するため、都市再生特別措置法に基づき、跡地等の適正な管理を必要とする区域および管理に係る指針を定める制度 本制度は、居住誘導区域外を対象としているが、本市では、既に、同区域の内外を問わず、雑草が繁茂する空閑地の所有者等に対し、適切な管理を行うよう助言・指導を実施

(2) 居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。
次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策）

施策の概要		事業名
		実施状況
1	《再掲》 子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。	秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業）
		実施 ⇒・2018年度～2023年度（平成30年度～令和5年度） 全252件のうち、居住誘導区域外 118件
2	《再掲》 住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る	住宅リフォーム支援事業
		実施 ⇒・2018年度～2023年度（平成30年度～令和5年度） 全12,336件のうち、居住誘導区域外 6,814件
3	《再掲》 市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。	空き家バンク制度
		実施 ⇒ 2018年度～2023年度（平成30年度～令和5年度） 【賃貸契約】 全22件のうち、居住誘導区域外 11件 【売買契約】 全112件のうち、居住誘導区域外 73件
4	《再掲》 世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	多世帯同居・近居推進事業
		実施 ⇒・2018年度～2023年度（平成30年度～令和5年度） 【多世帯同居】 全234件のうち、居住誘導区域外 133件 【近居（2022年度で終了）】 全140件のうち、居住誘導区域外 74件
5	《再掲》 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する。	木造住宅耐震改修等事業
		実施 ⇒・2018年度～2023年度（平成30年度～令和5年度） 【耐震診断助成】 全52件のうち、居住誘導区域外 20件 【耐震改修助成】 全4件のうち、居住誘導区域外 3件

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

施策の概要		事業名 実施状況		
6	《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	都市計画道路事業、道路改良事業等		
		人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業		
		電線共同溝整備事業		
		道路維持修繕事業		
		道路附属施設改修事業		
		融雪施設改良事業		
		交通安全施設等整備事業		
		都市公園バリアフリー化事業		
	実施	⇒ ・居住誘導区域の内外に関わらず実施		
7	《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	実施	老朽危険空き家等対策経費	
			⇒ ・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、居住誘導区域外28件 【緊急安全措置】 全4件のうち、居住誘導区域外1件	
8	《再掲》 町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。	集会所類似施設整備・建設費助成事業		
		実施	⇒ ・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 全117件のうち、居住誘導区域外87件	
		集会所類似施設建設資金貸付金（2023年度で終了）		
	実施	⇒ ・2019年度(平成31年度) 居住誘導区域外において集会所建て替えにかかる貸付事例あり（1件）		

視 点 ② 個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

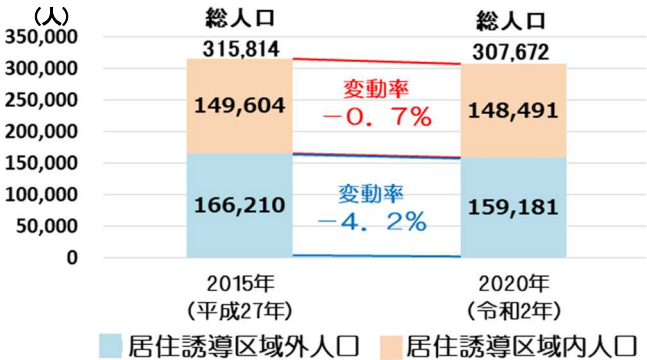
(3) 居住誘導区域外に係る施策展開によってもたらされる効果

計画では、「居住誘導区域外人口の変動率」や「市外からの居住誘導区域外への転入者数」など、居住誘導区域外で持続的なコミュニティの維持等に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

「居住誘導区域外人口の変動率」については、2015年（平成27年）と2020年（令和2年）を比較した結果、－4.2％となり、居住誘導区域内の減少率よりも大きくなっています。

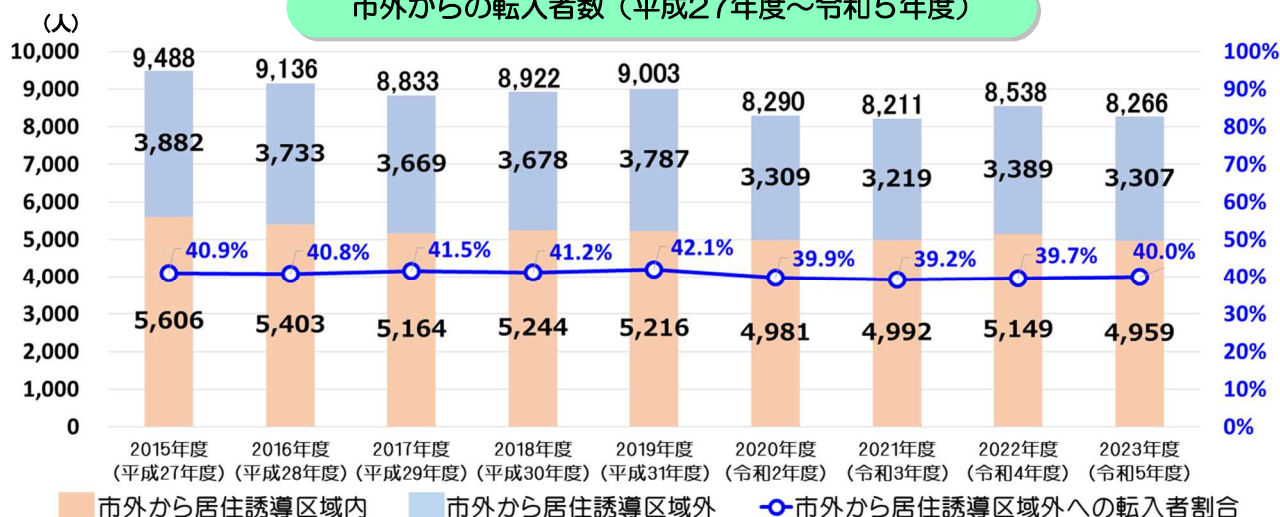
また、「市外からの居住誘導区域外への転入者数」については、転入者総数の概ね4割が、居住誘導区域外へ転入しており、コミュニティの維持に繋がっているものと捉えます。

居住誘導区域内・外の人口の比較



資料：第7次秋田市総合都市計画資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ 2020年（令和2年）国勢調査100mメッシュ推計データより作成

市外からの転入者数（平成27年度～令和5年度）



資料：秋田市市民課資料より作成

4 公共交通に係る施策

多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくためには、居住誘導区域内に居住する人々に対し、公共交通によって、各地域の拠点である都市機能誘導区域へのアクセスを確保することから、計画では、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指し、幹線バス路線への支援や、バスと鉄道の連携強化、利用者拡大のための利便性向上策を講じることとしています。

視点①

誘導施策の実施状況（アウトプット）

(1) 公共交通に係る施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（公共交通に係る施策）

施策の概要		事業名 実施状況
1	郊外部において、市が事業主体となるマイタウン・バスを運行することにより、市民の移動手段の確保を図る。	バス交通総合改善事業
		実施 ⇒ 2008年(平成20年)から継続して実施 ・2024年度(令和6年度)「マイタウン・バス運行事業」に改称
2	路線バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る。	地方バス路線の維持対策
		実施 ⇒ 継続して実施
3	多核集約型のまちづくりを目指す本市の公共交通軸の強化を図るため、鉄道・バスによるネットワーク上の交通結節点となる「泉・外旭川新駅（仮称）」の設置を目指す。	泉・外旭川新駅（仮称）整備事業
		実施 ⇒ 2021年(令和3年)3月「JR泉外旭川駅」開業
4	公共交通利用者の利便性向上や、交通事業者による効果的な運行の実現を図るため、交通系ICカードの導入を目指す。	交通系ICカード導入の検討
		実施 ⇒ 2022年(令和4年)3月「地域連携ICカードAkiICA」のサービス開始

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

施策の概要	事業名	
	実施状況	
5	中心市街地の回遊性を高め、秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを、中心市街地全体に波及させる一助として、中心市街地循環バスを運行する。	中心市街地循環バス運行事業 ⇒・2012年(平成24年)から継続して実施
	満65歳以上の高齢者が、市内の路線バス等を利用する際、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出の促進や生きがいづくりを支援する。	高齢者コインバス事業 ⇒・2011年(平成23年)から継続して実施 ・2022年(令和4年)高齢者コインバス専用ICカード「シニアアキカ」のサービス開始

「今後検討する施策等」の実施状況（公共交通に係る施策）

施策の概要	事業名	
	検討状況	
7	将来的に維持すべき幹線バス路線を明確化し、利便性が高く持続可能な路線網の形成に向けた検討を継続する。	バス路線網の形成 交通結節点および乗継拠点の整備検討 地域交通の導入検討
	8	⇒・2021年(令和3年)3月に「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」を策定し、乗換を前提とした持続可能な公共交通網への再編を検討。2023年度(令和5年度)に、再編案を作成 ・地域におけるセーフティネットとして、必要な地域内移動を確保するため、2023年(令和5年)12月から、「秋田市エリア交通」の運行を開始
9	郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、市民団体やNPO法人等の組織が運営する地域交通の導入について検討を行う。	

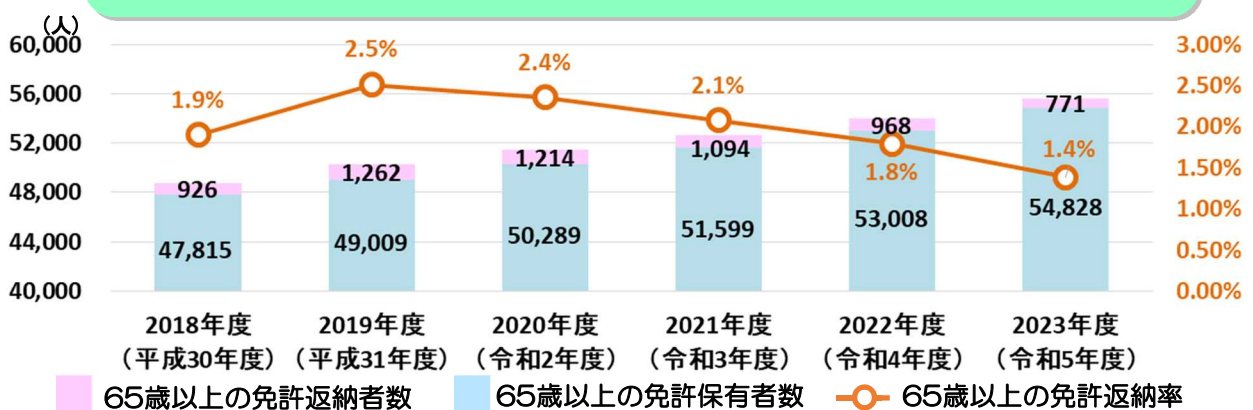
視点② 個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

(2) 公共交通に係る施策展開によってもたらされる効果

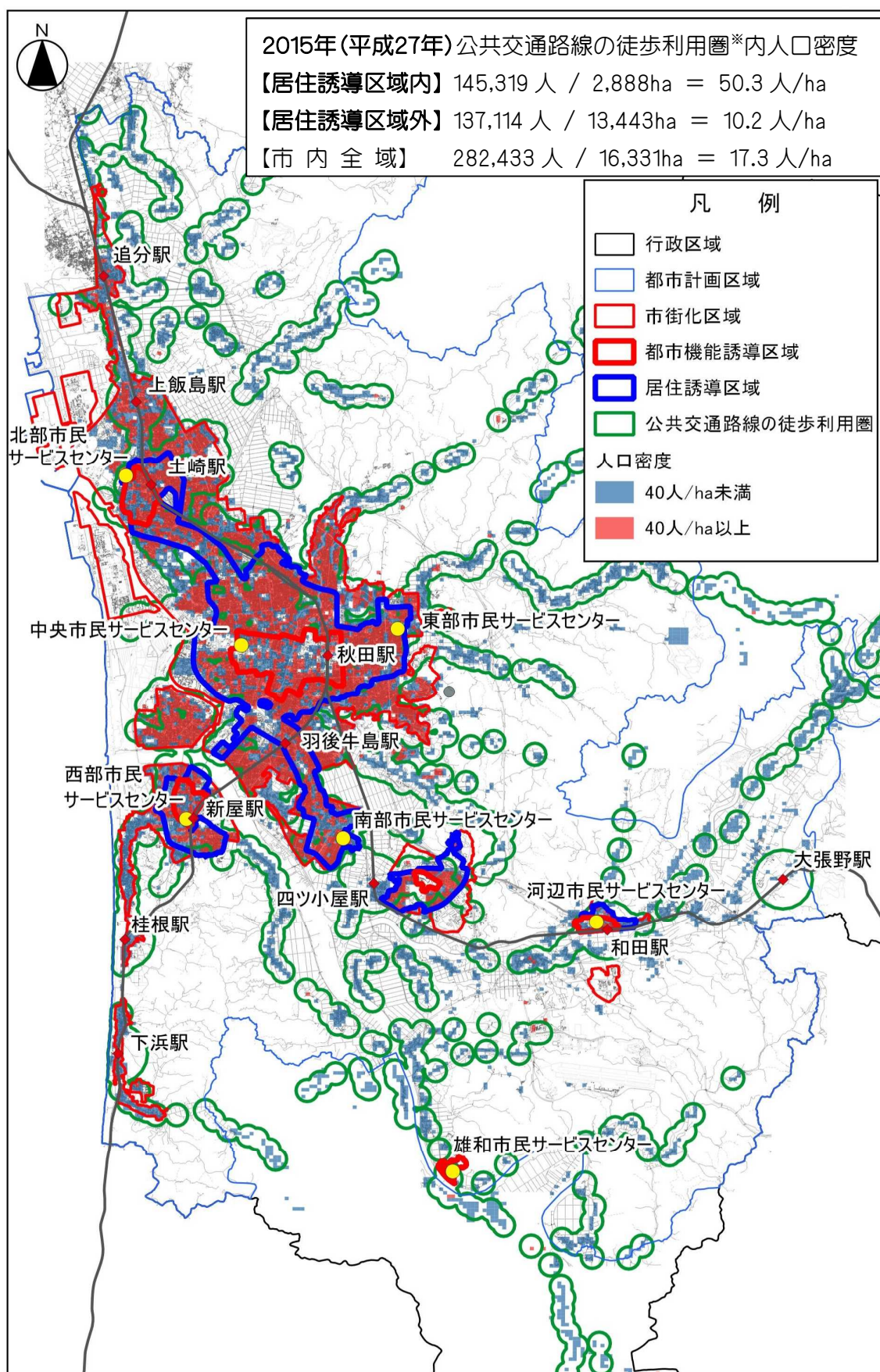
計画では、「運転免許証返納率」や「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」など、公共交通の利用促進・利便性向上に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

高齢者の運転免許証返納率については、2019年度（平成31年度）をピークに、減少傾向となっており、高齢化を受け、高齢者ドライバーが増加している状況です。また、「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」については、国勢調査の結果を基に比較した結果、一部バス路線の廃止等を受け、全体で0.7人/ha減少しています。

65歳以上運転免許返納・保有者数、返納率の推移（平成30年度～令和5年度）



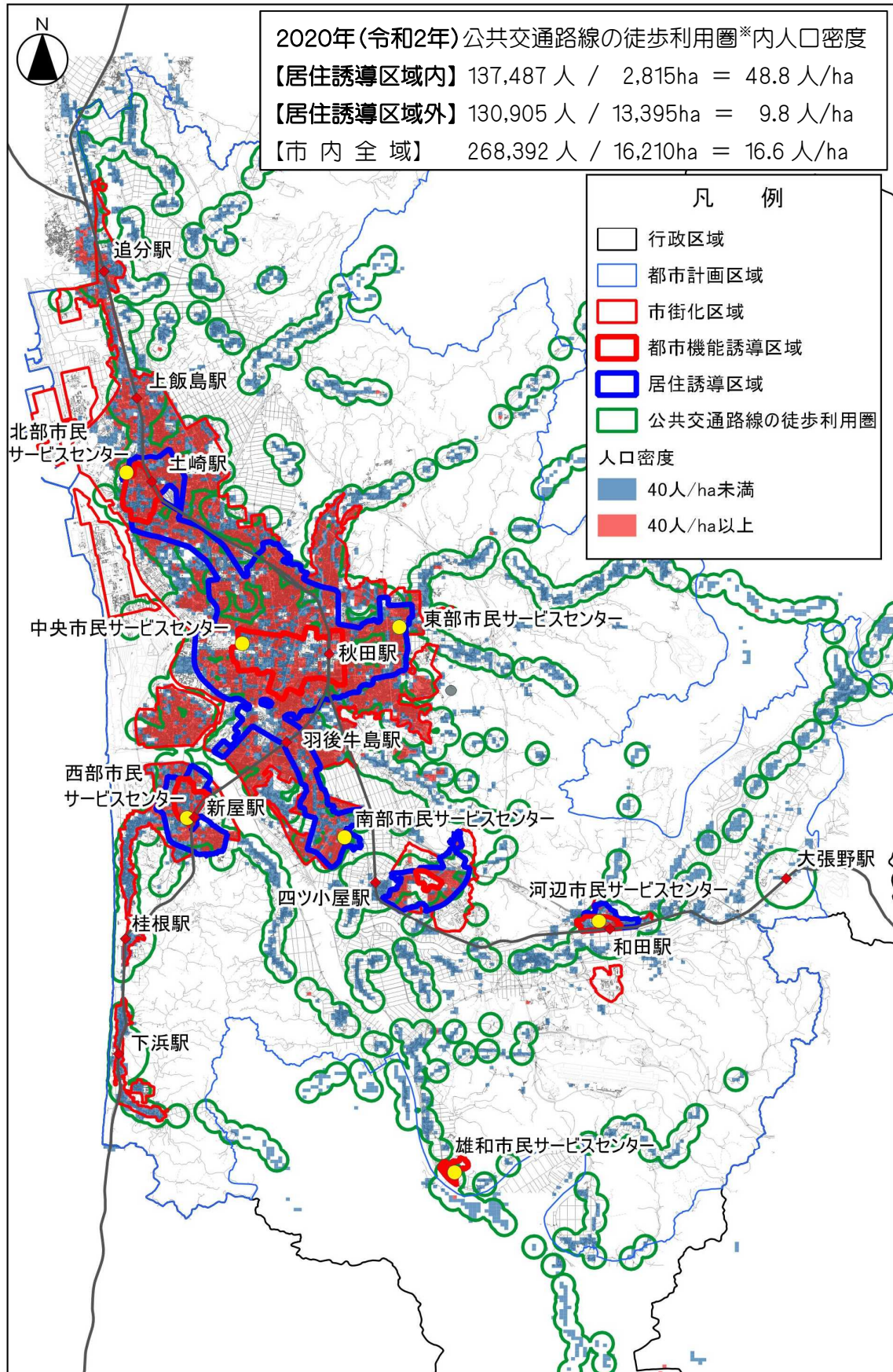
公共交通路線（バス・鉄道）の徒歩利用圏*内の人口密度（平成27年国勢調査）



※徒歩利用圏：鉄道駅中心から800m、バス停から300m

資料：秋田市交通政策課資料および第7次秋田市総合都市計画資料より作成

公共交通路線（バス・鉄道）の徒歩利用圏*内の人口密度（令和2年国勢調査）



*徒歩利用圏：鉄道駅中心から800m、バス停から300m

資料：秋田市交通政策課資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ
2020年（令和2年）国勢調査100mメッシュ推計データより作成

数値目標に関する評価

1 数値目標について

計画は、目標年次を2040年(令和22年)とした長期的な期間の中で、同計画のまちづくりの理念である「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」の実現を目指しています。

そのため、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていく中で、実施する各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を運用していくことから、数値目標として、「目標値」および「計画に位置付けた誘導施策の展開によって期待される効果（以下『期待される効果』という。）」をそれぞれ設定しています。

なお「目標値」は、まちづくりの基本理念に対応した『基本指標』、計画期間において重点的に取り組む計画の目標に対応した『重点指標』を設定しています。

また、『期待される効果』は、『重点指標』と同様に、目標に対応して設定しています。

計画におけるまちづくりの理念・目標と数値目標の関係

【まちづくりの理念】

暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市
～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元氣な秋田の創造～

数値目標
『基本指標』

目標1：高齢者が健康で、活動活躍できる「場」の創出による、 生きがいのある暮らしの実現

- 元氣な高齢者の「社会参画」を促進するため、ソーシャル・コミュニティビジネス等の活躍の場の創出
- 健康に不安を感じてからも、安心して暮らすことができる生活基盤(都市基盤・公共交通・生活サービス)の確保

目標2：子育て世帯が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、 子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現

- 多様な子育て支援サービス(保育所、こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等)の確保や、「秋田市版ネウボラ」のサービス拡充
- 働く場を含めた多様な機能集積で得られる「時間効率メリット」の発揮による、良好な子育て環境の創出

目標3：集い・にぎわい・交流がうまれる「場」の創出による、 県都『あきた』の新たな都市型生活の実現

- 「県・市連携文化施設」を核とする芸術文化ゾーンの形成や「多世代共生型CCRCマンション」等の中心市街地活性化施策を契機とした更なる民間投資の促進による、県都『あきた』ならではの高質な空間の提供
- 多様な「ヒト(人)・モノ(商品やサービス)・コト(事象)」を誘発し、交流・連携による新たな文化・価値・経済の創出

数値目標
『重点指標』
『期待される効果』

2 「基本指標」に関する評価

(1) 基本指標の進捗状況

基本指標は、「都市機能」、「居住」、「公共交通」それぞれの視点から設定しており、進捗状況は次表のとおりとなっています。

- ✓ 都市機能誘導区域内の誘導施設立地数は総じて増加しており、目標値を上回る。
- ✓ 居住誘導区域内の人口密度は増加しており、目標値を上回る。
- ✓ 「路線バスおよびマイタウンバスの利用率」および「鉄道の利用率」は目標値を下回る。（新型コロナウイルス感染拡大が影響）

各基本指標の進捗状況

基本指標			基準値	目標値		実績値
				2030年	2040年	
都市機能	都市機能誘導区域内に誘導すべき誘導施設の立地数	高次・広域拠点 (中央地域)	97施設 (2017年)	基準値以上		105施設 (2023年)
		生活拠点:地域間連携型 (南部地域)	12施設 (2017年)			12施設 (2023年)
		生活拠点:増進型 (東部・西部・北部地域)	43施設 (2017年)			53施設 (2023年)
		生活拠点:維持型 (河辺・雄和地域)	7施設 (2017年)			7施設 (2023年)
居住	居住誘導区域内の人口密度(可住メッシュ人口密度) (=可住メッシュ人口÷居住誘導区域内可住メッシュ面積)		54.7人/ha (2015年)	50.0人/ha 以上		54.3人/ha (2020年)
公共交通	路線バスおよびマイタウンバスの利用率 (=年間バス輸送人員÷365日÷総人口)		6.6% (2015年)	基準値以上		5.8% (2023年)
	鉄道の利用率 (=市内全鉄道駅の1日の乗車人員÷総人口)		5.3% (2015年)	基準値以上		5.0% (2023年)

(2) 各基本指標の進捗状況の分析

視 点 ①

「都市機能」に係る基本指標

「都市機能」に係る基本指標は、計画で位置付ける誘導施設の立地を都市機能誘導区域内に維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

都市機能に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本指標		基準値(地域別内訳)			目標値		実績値		
					2030年	2040年			
都市機能誘導区域内に 誘導すべき誘導施設の 立地数	高次・広域拠点 (中央地域)	97施設 (2017年)			基準値以上	105施設 (2023年)			
	生活拠点:地域間連携型 (南部地域)	12施設 (2017年)				12施設 (2023年)			
	生活拠点:増進型 (東部・西部・北部地域)	43施設 (2017年)	東部	14施設		53施設 (2023年)	東部	15施設	
			西部	8施設			西部	11施設	
			北部	21施設			北部	27施設	
	生活拠点:維持型 (河辺・雄和地域)	7施設 (2017年)	河辺	4施設		7施設 (2023年)	河辺	4施設	
雄和			3施設	雄和	3施設				
合計	誘導区域内	159施設				177施設			
	【参考】誘導区域外	379施設				381施設			

資料：秋田市福祉総務課資料、保健総務課資料、衛生検査課資料、子ども育成課資料および商工貿易振興課資料より集計

分析・評価

誘導施設の増加数は、誘導区域外よりも誘導区域内の方が多い。

都市機能誘導区域内の誘導施設の立地数は、地域間連携型および維持型の生活拠点において横ばいであるものの、総じて増加しています。

また、誘導施設の増加数について、誘導区域外では2施設の増加に対し、誘導区域内では18施設の増加となっており、誘導区域内への立地が進んでいるものと考えられます。今後も、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持・増進に向け、取り組んでまいります。

【参 考】「動向把握施設」の立地状況

計画では「誘導施設」以外に、今後の各行政分野の施策展開等によって変化がもたらされる可能性がある施設を「動向把握施設」とし、立地状況等を把握することとしています。

現時点において、これらの施設に関する施策展開等に変化がないことから、引き続き、立地動向の把握に努めます。

動向把握施設の立地状況

動向把握施設			施設立地数	
			2017年 (平成29年)	2023年 (令和5年)
介護・福祉 機能	訪問介護施設	誘導区域内	4 施設	⇒ 4 施設
		誘導区域外	51 施設	⇒ 53 施設
子育て 機能	妊娠・出産・育児 相談施設	誘導区域内	0 施設	⇒ 0 施設
		誘導区域外	2 施設	⇒ 2 施設
	子育て相談・交流施設 (子ども未来センター、 子育て交流ひろば)	誘導区域内	5 施設	⇒ 5 施設
		誘導区域外	3 施設	⇒ 3 施設
	児童厚生施設 (児童館、児童センター、児童室)	誘導区域内	5 施設	⇒ 5 施設
		誘導区域外	37 施設	⇒ 35 施設
	放課後児童クラブ	誘導区域内	5 施設	⇒ 5 施設
		誘導区域外	36 施設	⇒ 49 施設
商業機能	コンビニエンスストア	誘導区域内	41 施設	⇒ 39 施設
		誘導区域外	129 施設	⇒ 106 施設
医療機能	調剤薬局 (※H31とR5の比較)	誘導区域内	56 施設	⇒ 61 施設
		誘導区域外	120 施設	⇒ 126 施設
教育・文化 機能	小学校	誘導区域内	4 施設	⇒ 4 施設
		誘導区域外	39 施設	⇒ 38 施設
	中学校	誘導区域内	2 施設	⇒ 2 施設
		誘導区域外	21 施設	⇒ 20 施設
	高等学校、中等教育学校、特別 支援学校、大学、高等専門学校	誘導区域内	3 施設	⇒ 3 施設
		誘導区域外	28 施設	⇒ 28 施設
	専修学校、各種学校	誘導区域内	10 施設	⇒ 10 施設
		誘導区域外	4 施設	⇒ 4 施設
	図書館	誘導区域内	5 施設	⇒ 5 施設
		誘導区域外	2 施設	⇒ 2 施設
	文化ホール等 (東部・西部・北部地域)	誘導区域内	0 施設	⇒ 0 施設
		誘導区域外	0 施設	⇒ 0 施設
誘導区域内の施設 合計		誘導区域内	140 施設	⇒ 143 施設
誘導区域外の施設数 合計		誘導区域外	472 施設	⇒ 466 施設

資料：秋田市福祉総務課資料、保健総務課資料、衛生検査課資料および商工貿易振興課資料より集計

視点②

「居住」に係る基本指標

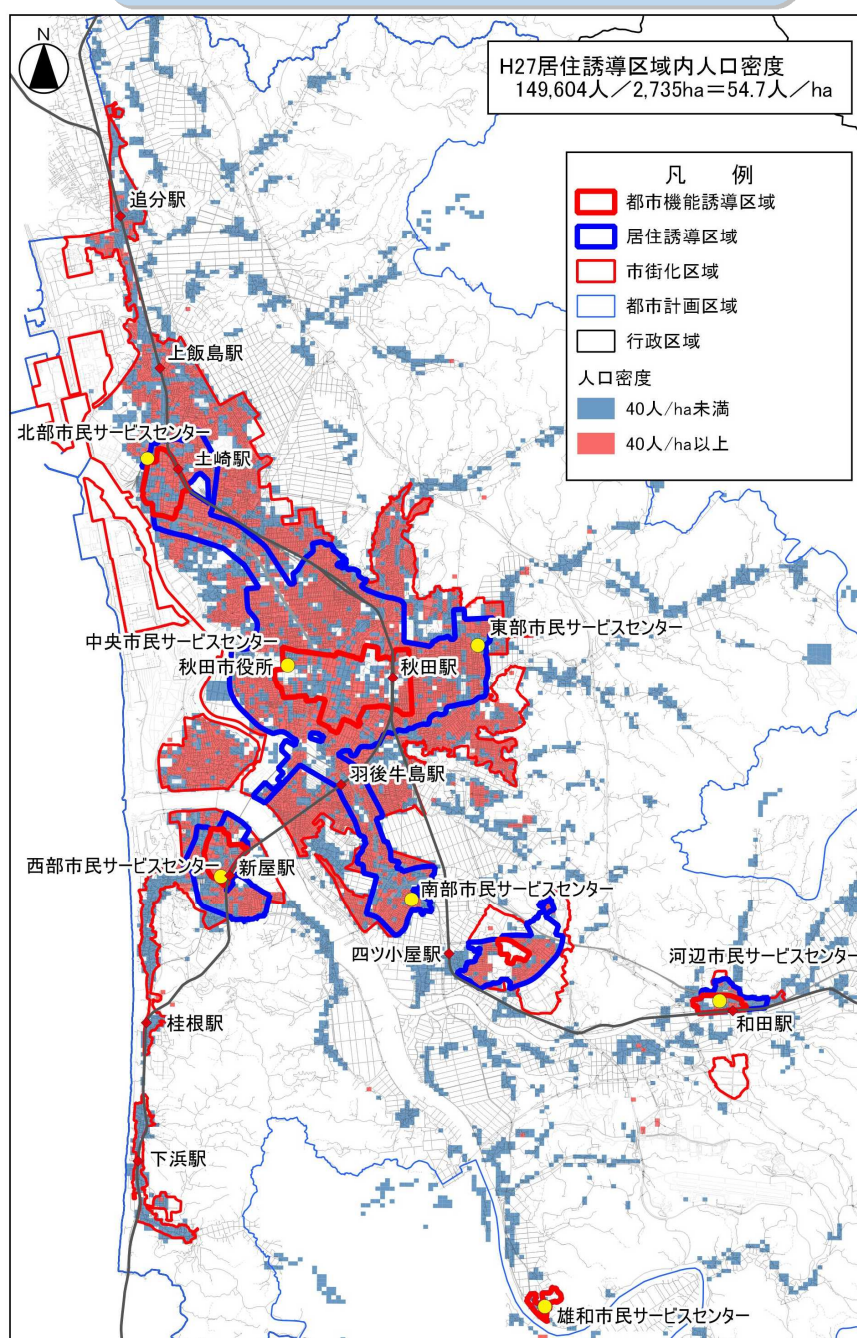
居住に係る基本指標は、市全体で人口減少が進む中であっても、居住誘導区域内人口密度を、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある50人/ha以上を維持することを目標とし、設定しています。

居住に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本指標	基準値※	目標値		実績値※
		2030年	2040年	
居住誘導区域内の人口密度(可住メッシュ人口密度) (=可住メッシュ人口÷居住誘導区域内可住メッシュ面積)	54.7 人/ha (2015年)	50.0人/ha 以上		54.3 人/ha (2020年)

※基準値・実績値は、2015年(平成27年)および2020年(令和2年)の国勢調査の結果により算出

人口密度の分布状況 2015年(平成27年)



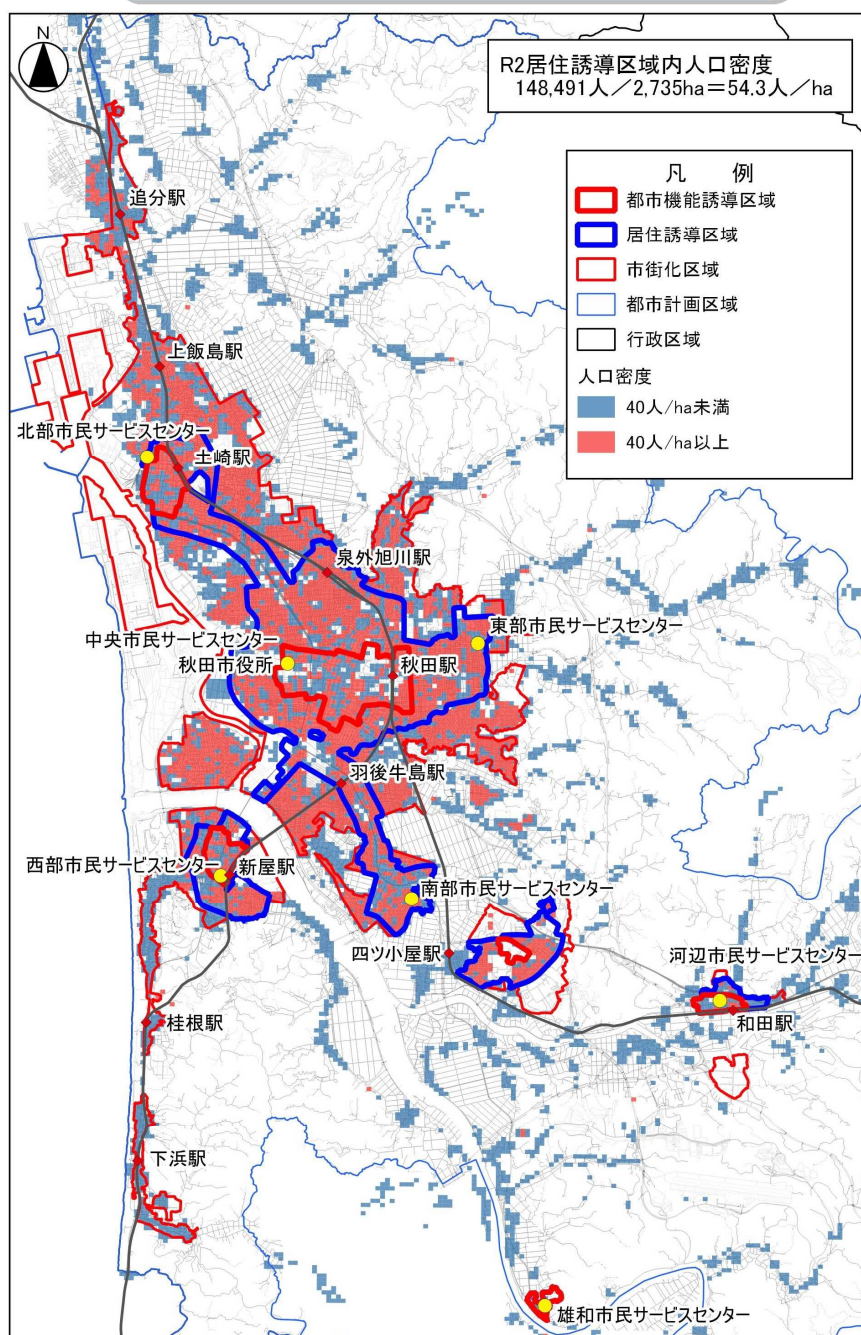
資料：第7次秋田市総合都市計画資料より作成

分析・評価

人口減少の影響を受け、居住誘導区域内の人口は減少しているものの、人口密度は目標値を上回っている。

居住誘導区域内の人口密度は、基準値となる2015年（平成27年）から減少しているものの、目標値を上回っています。なお、減少値がわずかであるため、人口密度の分布状況に大きな差異は見られません。今後も、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある50人/ha以上の人口密度の維持に向け、取り組んでまいります。

人口密度の分布状況 2020年(令和2年)



資料：株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ
2020年（令和2年）国勢調査100mメッシュ推計データより作成

視点③

「公共交通」に係る基本指標

公共交通に係る基本指標は、公共交通と連携したまちづくりを進めていき、公共交通利用率を維持・確保していくことを目標とし、設定しています。

公共交通に係る基本指標 基準値と実績値の比較

基本指標	基準値※	目標値		実績値※
		2030年	2040年	
路線バスおよびマイタウンバスの利用率 (=年間バス輸送人員÷365日÷総人口)	6.6% (2015年)	基準値以上		5.8% (2023年)
鉄道の利用率 (=市内全鉄道駅の1日の乗車人員÷総人口)	5.3% (2015年)			5.0% (2020年)

※基準値・実績値は、2015年（平成27年）国勢調査および秋田市情報統計課推計の人口値により算出
資料：秋田市交通政策課資料および東日本旅客鉄道株式会社HP資料より集計

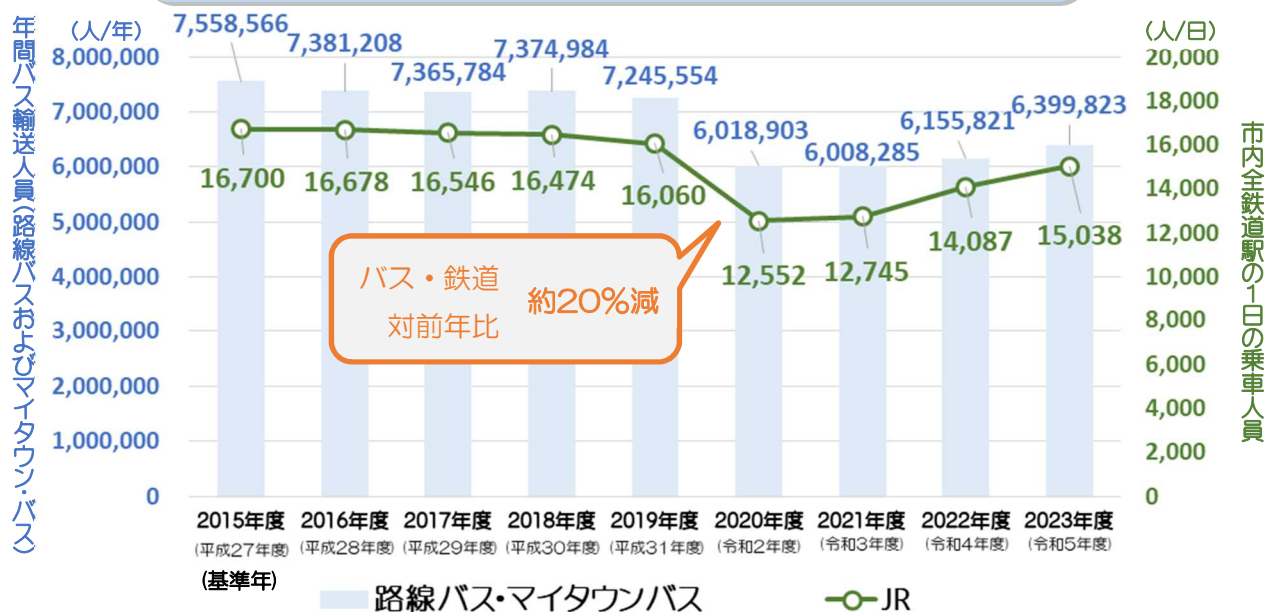
分析・評価

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、バスおよび鉄道の利用が減少した。

各交通機関の輸送人員等をみると、2020年度（令和2年度）に大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出機会が減少したことが利用率の低下に繋がったものと考えられます。

新型コロナウイルスの5類感染症移行により、利用者数が回復傾向にあることから、同感染症拡大以前の利用率の確保に向け、取り組んでまいります。

「年間バス輸送人員」および「市内全鉄道駅の1日の乗車人員」



※鉄道駅は、東日本旅客鉄道株式会社がHPにおいて乗車人員を公開している「秋田駅」、「土崎駅」、「追分駅」、「新屋駅」、「羽後牛島駅」、「和田駅」が対象

資料：秋田市交通政策課資料、東日本旅客鉄道株式会社HP資料より作成

3 「重点指標」および「期待される効果」に関する評価

(1) 重点指標および期待される効果の進捗状況

重点指標および期待される効果は、計画の目標に対応し設定しており、進捗状況は次表のとおりとなっています。

- ☑ 目標1：「就業している高齢者の割合」および「元気な高齢者の割合」は増加
- ☑ 目標2：「都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」、「地域型保育事業立地数」」および「働く女性の割合」はいずれも増加
- ☑ 目標3：「専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合」は減少
「都市機能誘導区域内の平均地価」は上昇しており、「都市機能誘導区域内平均地価変動率」はマイナスからプラスに好転

各重点指標および期待される効果の進捗状況

重点指標および期待される効果		基準値	目標値	実績値
目標1『高齢者が健康で活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現』				
重点指標	就業している高齢者の割合 (=就業している高齢者数÷高齢者人口)	17.0% (2015年)	基準値以上	21.5% (2020年)
効果	元気な高齢者の割合 (=1～65歳以上の要介護(支援)認定者数÷高齢者人口)	78.8% (2015年)	基準値以上	79.6% (2023年)
目標2『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』				
重点指標	都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数	22施設 (2017年)	基準値以上	24施設 (2023年)
効果	働く女性の割合 (15～49歳で就業している女性の人数÷15～49歳女性人口)	61.7% (2015年)	基準値以上	66.2% (2020年)
目標3『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』				
重点指標	専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合	23.2% (2015年)	基準値以上	14.8% (2023年)
効果	都市機能誘導区域内平均地価 (地価公示および都道府県地価調査による)	60,100円 (2017年)	基準値以上	62,100円 (2023年)
	都市機能誘導区域内平均地価変動率	-12.1% (2013年～2017年)	基準値以上	+3.2% (2017年～2023年)

(2) 各重点指標および期待される効果の進捗状況の分析

目標1 『高齢者が健康で活動・活躍できる「場」の創出による、 生きがいのある暮らしの実現』

目標1に係る重点指標は、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出することで、就業している高齢者の割合を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

元気に働く高齢者が増加することは、身体活動の増加に伴う健康改善につながるものと考えます。そのため、目標1に係る期待される効果は、元気な高齢者の割合を視点とし、設定しています。

目標1に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

重点指標および期待される効果	基準値※	目標値		実績値※
		2030年	2040年	
重点指標 就業している高齢者の割合 (=就業している高齢者数÷高齢者人口)	17.0% (2015年)	基準値以上		21.5% (2020年)
効果 元気な高齢者の割合 (=1-65歳以上の要介護(支援)認定者数÷高齢者人口)	78.8% (2015年)			79.6% (2023年)

※基準値・実績値は、2015年(平成27年)および2020年(令和2年)の国勢調査の人口値により算出

資料：国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)および介護保険事業報告(秋田市)より集計

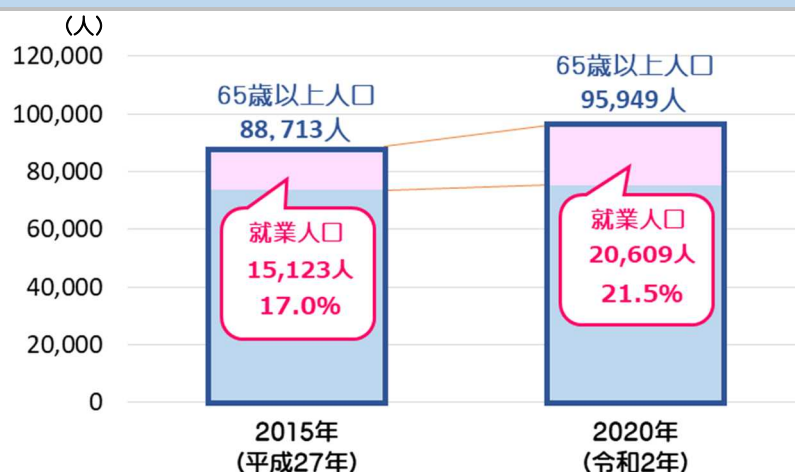
分析・評価

高齢者人口の増加とともに、就業している高齢者数も増加している。

重点指標「就業している高齢者の割合」および期待される効果「元気な高齢者の割合」は、いずれも基準値以上となっています。

2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の比較において、高齢者人口は、約7千人の増加となっておりますが、就業している高齢者数も約5千人の増加となっており、今後もこの傾向が維持されるよう、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出に努めます。

高齢者(65歳以上)人口 2015年(平成27年)と2020年(令和2年)の比較



資料：2015年(平成27年)・2022年(令和2年)国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)より作成

目標2 『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』

目標2に係る重点指標は、市全体で子どもの人数が減少していく中であっても、都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」の施設立地数を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境を創出することは、働く女性の増加につながるものと考えられます。そのため、目標2に係る期待される効果は、働く女性の割合を視点とし、設定しています。

目標2に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

重点指標および期待される効果	基準値※	目標値		実績値※
		2030年	2040年	
重点指標 都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数	22施設 (2017年)	基準値以上		24施設 (2023年)
効果 働く女性の割合 (15～49歳で就業している女性の人数÷15～49歳女性人口)	61.7% (2015年)			66.2% (2020年)

※「働く女性の割合」の基準値・実績値は、2015年（平成27年）および2020年（令和2年）の国勢調査の人口値により算出
資料：秋田市福祉総務課資料、こども育成課資料および国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）より集計

3

数値目標に関する評価

分析・評価

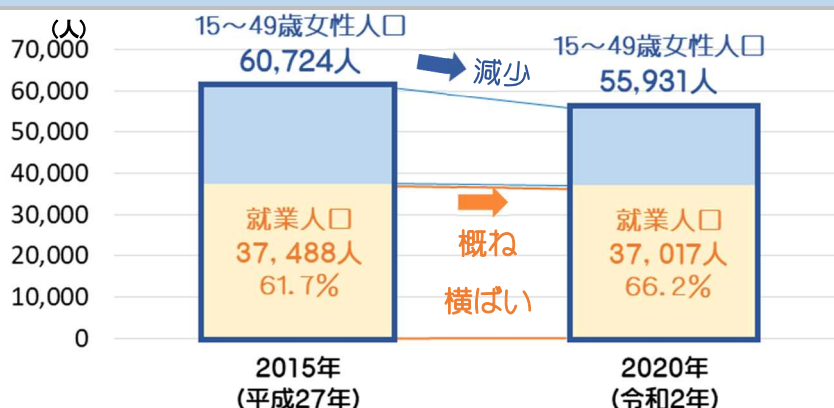
就業している15～49歳女性の人数は概ね横ばいだが、15～49歳女性人口が減少している。

重点指標である「都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」の施設立地数」は、2施設の増加となっております。

また、期待される効果である「働く女性の割合」も増加しておりますが、その要因は、分母となる「15～49歳女性人口」の減少によるものであり、分子となる「15～49歳で就業している女性の人数」は、概ね横ばいとなっております。

今後、少子化等に伴い、就業人口の減少が予想されることから、引き続き、働く女性の割合の維持・増進に向け、働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境の創出に努めます。

15～49歳女性人口 2015年（平成27年）と2020年（令和2年）の比較



資料：2015年(平成27年)・2020年(令和2年)国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）より作成

目標3 『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、 県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』

目標3に係る重点指標は、多世代・多様な人々が交流することのできる場を創出することで、都市機能誘導区域内での様々な活動を維持・増進していくことを目標とし、設定しています。

都市機能誘導区域内での交流・活動が増加することは、当該地での民間投資の活発化による地価上昇につながるものと考えられます。そのため、目標3に係る期待される効果は、都市機能誘導区域内の平均地価を視点とし、設定しています。

目標3に係る重点指標および期待される効果 基準値と実績値の比較

	基本指標	基準値	目標値		実績値
			2030年	2040年	
重点指標	専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合	23.2% (2015年)	基準値以上		14.8% (2023年)
効果	都市機能誘導区域内平均地価 (地価公示および都道府県地価調査による)	60,100円 (2017年)	基準値以上		62,100円 (2023年)
	都市機能誘導区域内平均地価変動率	-12.1% (2013年～2017年)	基準値以上		+3.2% (2017年～2023年)

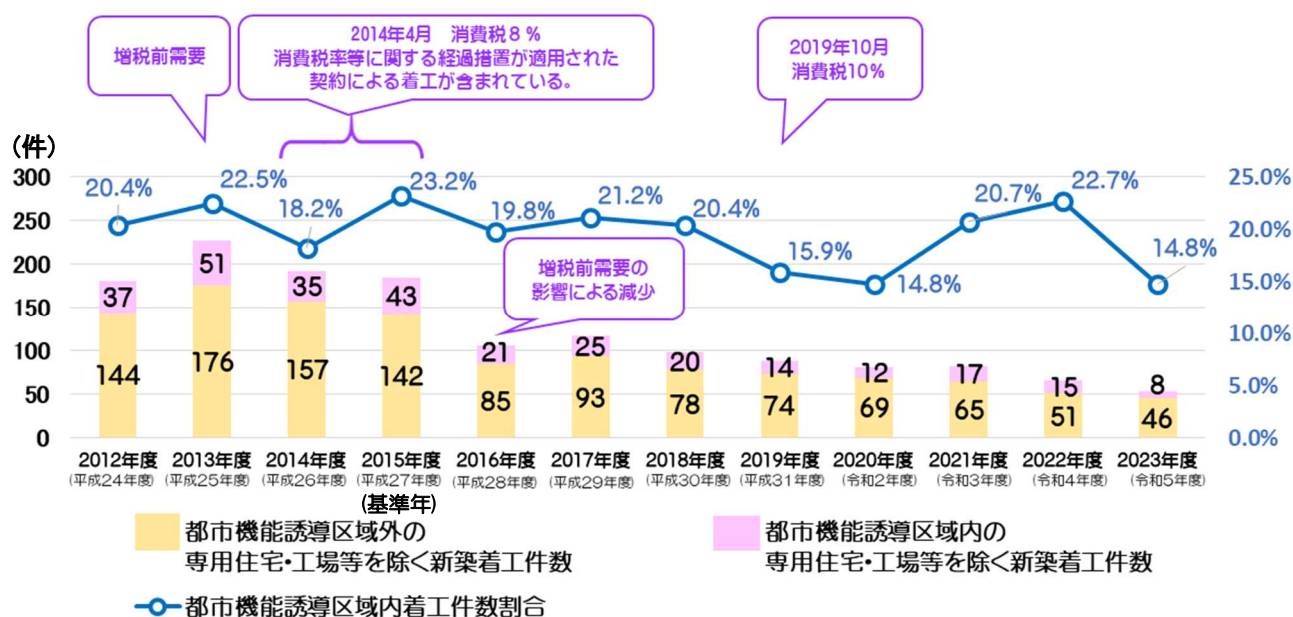
資料：秋田市建築指導課資料、地価公示（国土交通省）および地価調査（秋田県）より集計

分析・評価 1

専用住宅・工場等を除く新築着工件数は、消費税の増税前需要を受け減少している。

重点指標の基となる「専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数」は、都市機能誘導区域の内外を問わず減少しており、2014年（平成26年）の消費税増税前に生じた需要による影響と考えられます。また、リノベーション等による既存建築物の活用も広まってきていることから、今後の推移を注視してまいります。

専用住宅・工場等を除く新築着工件数(都市機能誘導区域内・外)および都市機能誘導区域内の割合



資料：秋田市建築指導課資料より作成

分析・評価 2

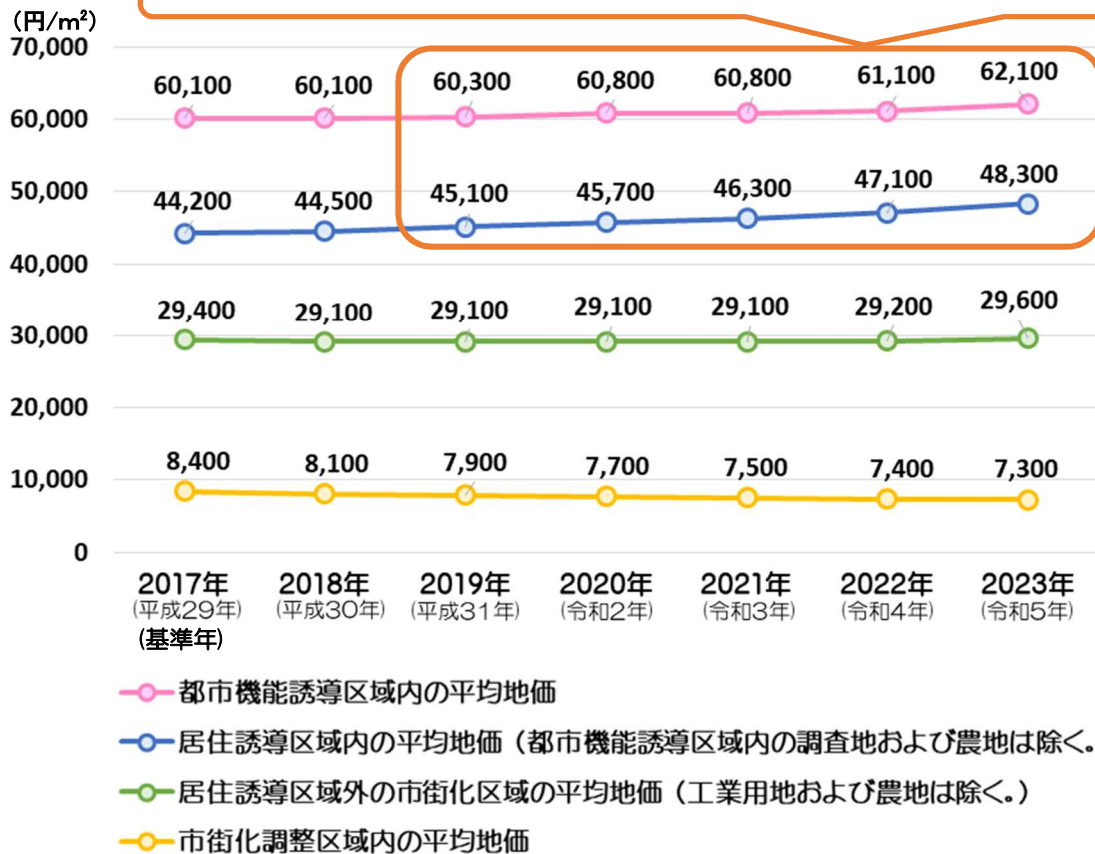
都市機能誘導区域内および居住誘導区域内の地価は、上昇傾向にある。

目標3に係る期待される効果として設定した「都市機能誘導区域内の平均地価」のほか、「居住誘導区域内の平均地価」も上昇しています。

地価の上昇傾向が続いているものの、将来、人口減少による需要の減少も懸念されることから、引き続き、民間投資の活発化に向け、都市機能誘導区域内での多世代・多様な人々が交流することのできる場の創出に努めます。

誘導区域内外の平均地価の推移

都市機能誘導区域および居住誘導区域において地価の上昇傾向が続いている。



資料：地価公示（国土交通省）および地価調査（秋田県）より作成

課題等の整理、評価および対応方針

1 進捗状況等のまとめ



誘導施策の実施状況

63施策のうち、都市機能誘導区域を対象とした国の補助事業等に係る施策など、9施策が未実施・未検討となっておりますが、概ね計画どおり推移しています。

誘導施策	施策の実施・検討状況
都市機能誘導区域を対象とした施策	25施策のうち、18施策を実施
居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	15施策のうち、14施策を実施
居住誘導区域外を対象とした施策	14施策のうち、13施策を実施
公共交通に係る施策	9施策すべて実施
合計	63施策のうち、54施策を実施（再掲施策含む）



数値目標の進捗状況

基本指標、重点指標および期待される効果については、コロナ禍の影響があったものの、概ね目標値を上回っています。

指標と実績値	
基本指標	都市機能誘導区域内に誘導すべき誘導施設の立地数 目標 159 施設 以上 → R5 177 施設
	居住誘導区域内の人口密度 目標 50.0 人/ha 以上 → R2 54.3 人/ha
	路線バスおよびマイタウンバスの利用率 目標 6.6 % 以上 → R5 5.8 %
	鉄道の利用率 目標 5.3 % 以上 → R5 5.0 %
指標と実績値	
重点指標および効果	就業している高齢者の割合 目標 17.0 % 以上 → R2 21.5 %
	元気な高齢者の割合 目標 78.8 % 以上 → R5 79.6 %
	都市機能誘導区域内の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数 目標 22 施設 以上 → R5 24 施設
	働く女性の割合 目標 61.7 % 以上 → R2 66.2 %
	専用住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合 目標 23.2 % 以上 → R5 14.8 %
	都市機能誘導区域内平均地価 目標 60,100 円 以上 → R5 62,100 円
	都市機能誘導区域内平均地価変動率 目標 -12.1 % 以上 → H29~R5 +3.2 %

2 課題等の整理

計画策定から6年が経過し、計画に関する情勢が変化するなど、以下のとおり課題等が生じています。



国の補助事業に係る施策等について、条件に該当する民間事業がなく、検討・実現に至っていない。



国・本市の施策について、事業統合や終了など、変化が生じている。

- ✓ 2020年(令和2年)都市再生特別措置法改正により、計画の記載項目に「防災指針」が追加
- ✓ 2021年(令和3年)6月に「第7次秋田市総合都市計画」が策定されるなど、計画策定以後において、上位・関連計画の見直しが生じている。
- ✓ 2023年(令和5年)7月の豪雨災害など、自然災害の頻発化・激甚化

3 評価の総括

- 居住誘導区域内において人口密度が概ね維持されているほか、都市機能誘導施設の立地が増進するなど、成果が現れている。
- 一方、計画をとりまく情勢に変化が生じており、計画の継続に向け、対応する必要がある。

4 今後の対応方針

計画の課題・評価を受け、次年度以降、主に以下の事項について、計画の一部見直しを進めてまいります。

- ✓ 都市機能・居住誘導区域内の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」を記載
- ✓ 自然災害の頻発・激甚化を踏まえた都市機能・居住誘導区域の見直し
- ✓ 次年度見直し予定の秋田市総合計画基本構想など、上位・関連計画等を受けた見直し
- ✓ 未実施・未検討の誘導施策について、実現性・必要性等を踏まえた見直し